２０２１年度

豊田市子どもの権利擁護委員
・
とよた子どもの権利相談室

活　動　報　告　書

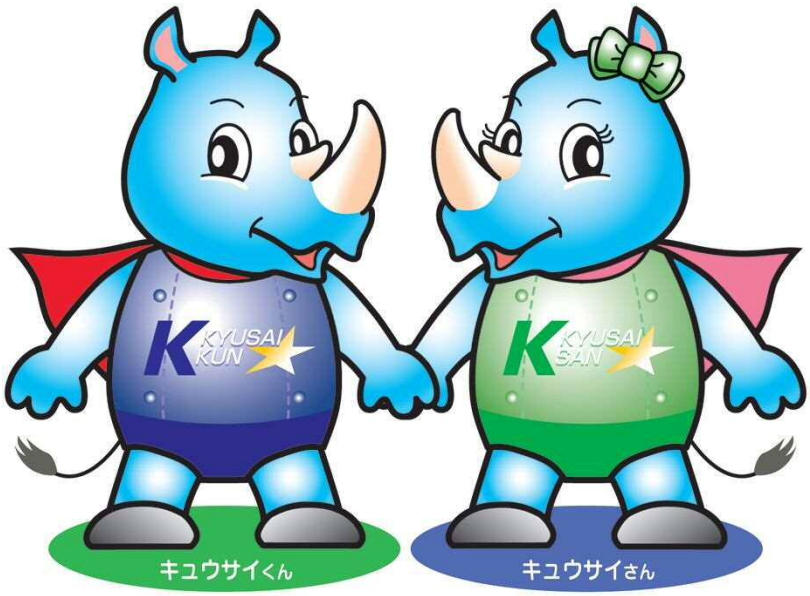

２０２２年6月

こ　こ　と　よ

とよた子どもの権利相談室

はじめに（巻頭言）

豊田市子どもの権利擁護委員
代表擁護委員　石井　拓児

2021 年度の子どもの権利擁護委員ならびに子どもの権利相談室（ここよ）の活動を報告いたします。新型コロナウィルスの感染状況は、いまだに拡大と収束を行ったり来たりし続け、その都度、私たちの生活もさまざまな影響を受けています。何かと制約の多い日常生活に、大人である私たちは次第に慣れていくことができるかもしれませんが、子どもたちの場合にはどうでしょうか。子どもたちに「仕方ない」とか「我慢しよう」とばかり言い続けてよいのかどうかを常に考え合いたいと思います。かけがえのない「子どもという時期＝子ども期」に、本来であれば経験できたことが経験できないことが、子どもらにとってどれほどの悲しみであるのかを共有し合いましょう。豊田市子ども条例が定めている子どもの「豊かに育つ権利」の意味を、今こそ確かめ合いましょう。

コロナによって中止となっていた「中学校での子どもの権利啓発事業」を、2021 年度は再開することができました。次世代育成課の皆さんのご尽力により、中規模から大規模校ではオンラインを活用したり学年を分けて密を避けて実施したりしました。小規模校では感染状況をふまえながらできる限り対面で実施できるようにしました。オンラインでの実施の場合にも、私たちはできるだけ学校を訪問し、同じ空気のなかで子どもたちに話しかけるようにしました。そのことで、私たち擁護委員は、全校講演のあとの教室での振り返りの様子を見学することができました。教室では、子どもたちが私たちをあたたかく迎えてくださりましたし、子どもの権利についてたくさん質問をしていただきました。本当にどうもありがとうございました。

また、小学校 1 年生、3 年生、5 年生と、中学校 2 年生向けの子どもの権利学習事業にも、2021 年度も精力的に取り組みました。この事業を希望していただいた学校数・学級数は毎年増え続け、2021 年度は 32 校 139 クラスでの実施となりました。2021 度からは、学校の先生方のご協力を得て、権利学習のあと子どもたちに「振り返りシート」を書いてもらいました。シートにはたくさんの質問や感想を書いていただき、子どもたちからの質問には、私たちもできる限りお返事を書きました。シートのなかには、「子どもの権利を守るお仕事はかっこいいね」「どうすればそのようなお仕事につくことができますか」という質問もありました。子どもたちから励まされながら活動することができた 1 年だったように思います。

そのほか、2021 年度には、ご依頼を受け、新たに市内の高校で権利学習の講演機会を得ることができました。この場をお借りして、今年出会うことができたすべての子どもたちに感謝の気持ちをお伝えします。

コロナによる影響が残っているのか、相談件数はまだ例年の水準にまで戻っていません。外出自粛の影響などにより、電話での相談が難しい場合もありうることを念頭に、今後、「お手紙」形式での相談ができるよう準備もすすめています。

相談件数は少ないものの、すぐに対応すべきと判断されるような案件や、子どもの権利侵害の背景に差別や貧困といった複数以上の問題が絡んでいると思われるような案件など、非常に難しい相談案件がやや増えてきています。このことも、コロナ禍の相談活動のもうひとつの特徴となっているように思います。それゆえ、各関係機関と連携・協力する機会も増えました。私たちもまた、子どもと向き合いつつ、その困りごとや心配事の背景に何があるのか、どうすればよいのか、広い視野を持ちながら相談活動を推進していきたいと思います。

相談活動の体制整備に関わり、いくつかの新しい準備状況をあわせて紹介しておきます。ひとつめは、次世代育成課の皆さんのご尽力により、子どもの権利リーフレットのポルトガル語版を作成いたしました。外国にルーツを持つ子どもや保護者の皆さんに、よりいっそう私たちの活動を伝えていくことができればと願っています。すでに、もっと多様な言語でのリーフレットを作成してほしいとの意見も出していただいています。関係各所のみなさんと相談しながら準備をすすめたいと思います。ふたつめは、市と協力をして、同時通訳の体制も整えることができたことです。いずれも外国にルーツをもつ子どもやご家庭からのご相談のための体制整備となっています。言語の多様性をふまえれば、まだまだほんの第一歩ではありますが、今後も、少しずつ整備をすすめたいと思います。ご利用のみなさまからのご要望も承りたいと存じます。

豊田市子ども条例は、すべての子どもに安心して生きる権利や差別されない権利を保障しています。世界中に差別や分断などの不穏な空気が広がっているように感じます。こんな時代にこそ、子どもたちとともに、すべての人に尊厳があり、そして権利があることを伝えていきましょう。そのことが、私たちの明るい未来を創り出すことにつながっていくのだと思います。

2022 年 6 月

も　く　じ

はじめに（巻頭言）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

豊田市子どもの権利擁護委員　代表擁護委員　石井　拓児

1　豊田市子どもの権利擁護委員制度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

2　相談の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

（１）2021 年度の概況
（２）相談状況の統計
（３）相談の特徴と傾向
（４）相談事例

3　調査・調整活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

（１）申立案件
（２）発意案件
（３）その他の調査・調整

4　発意に基づく支援活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

5　広報・啓発活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

6　研究・研修・会議　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

7　擁護委員からのメッセージ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

子どもの権利の観点から地球温暖化・気候変動問題を考える
石井　拓児

昭和 50 年代・60 年ころに非行少年と呼ばれた子どもたちと子どもの権利
―当時は気付かれなかった背景に子ども虐待―
山田　麻紗子

「子どもの権利」をもっと広く知ってもらうために
―「権利学習プログラム」に参加して見えてきたもの―
山谷　奈津子

＜参考資料＞
豊田市子ども条例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
豊田市子ども規則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
2021 年度擁護委員・相談員・室長　名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88

あとがき　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89

1　豊田市子どもの権利擁護委員制度

豊田市が目指す「子どもにやさしいまちづくり」の具体的な取り組みとして、子どもの権利が侵害されたとき、市から独立した機関によって、その救済と回復を図るために設置されたのが、**豊田市子どもの権利擁護委員**です。

●豊田市子ども条例の目的（豊田市子ども条例第１条）

この条例は、日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合う仕組みを定めることにより、子どもが幸せに暮らすことのできるまちを実現することを目的とします。

●豊田市子どもの権利擁護委員の設置

（豊田市子ども条例第 21 条）

市は、子どもの権利の侵害について、迅速かつ適切に対応し、その救済を図り、権利の回復を支援するため、豊田市子どもの権利擁護委員を置きます。

●擁護委員の仕事

（豊田市子ども条例第 22 条）

①子ども又はその関係者から相談を受け、必要な情報を収集し助言や支援などをすること。

②救済の申立て又は自らの判断で、事実の調査や関係者間の調整をすること。

③必要と認めるときに、是正の勧告や制度などの改善を要請すること。

●とよた子どもの権利相談室の設置

（豊田市子ども規則第 15 条）

子どもの権利の擁護に必要な支援をするため、とよた子どもの権利相談室を設置し、電話や面談等で相談に応じています。

相談室は、嫌な思いをしたり、苦しんだり、悩んだりしている子どもの気持ちや考えを受け止め、子どもと一緒に、子どもの最善の利益となる解決を目指します。

●相談室の運営体制

子どもの権利擁護委員　３名

人格に優れ、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人のうちから、市長が選びます。2021 年度は、弁護士、大学院教授及び臨床心理士が擁護委員を務めました。

子どもの権利相談員　５名

擁護委員の仕事を補助するために置かれ、電話や面談等で相談に応じています。

相談室には常時２名～5 名が勤務しています。

子どもの権利相談員（専門員）　３名

子どもの権利擁護委員を補助し、過去の経験や専門性を活かして事案の調査や助言を行ないます（退任擁護委員）。

室長（事務局職員）　１名

相談室の事務担当として、次世代育成課職員が務めています。

＜相談の主な流れ＞

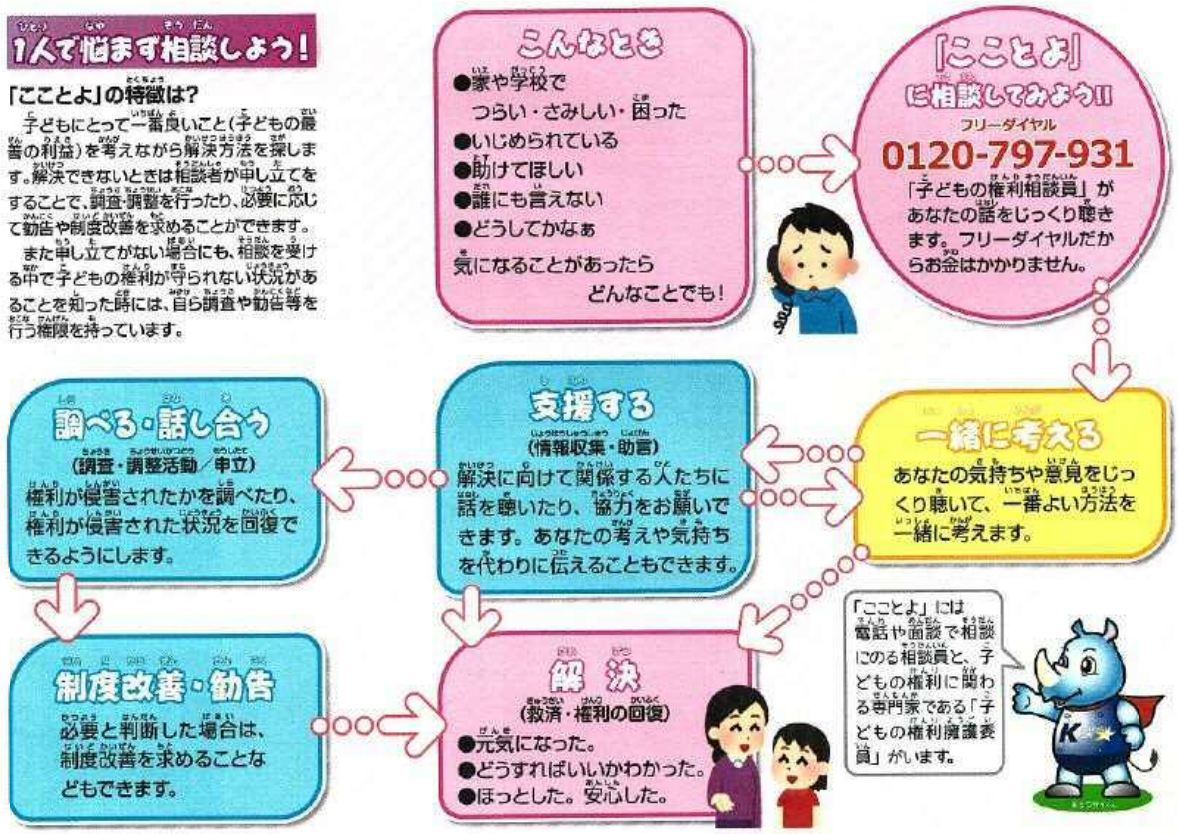

＊リーフレットより＊

この図は、相談から解決（救済・権利の回復）までの主な流れをイメージしたものです。

「つらい」「苦しい」「困った」「くやしい」とき、「いじめられている」「助けてほしい」「だれにも言えない」とき、あるいは「だれかに聞いてもらいたい」ときは、相談室に電話をしましょう。

秘密は守ります。お友だちのこと、学校のこと、家族のことなど、どんなことでもお話をききます。子どものことなら大人でも相談できます。

電話での相談は、フリーダイヤルですので通話料はかかりません。相談も無料です。面談（会って話すこと）もできます。相談の受付は、ＦＡＸ・手紙・メールでもしています。

※相談電話番号　　０１２０－７９７－９３１

（水～日、午後１時～午後６時（金は午後８時まで））

※ＦＡＸ番号　　０５６５－３３－９３１４

※手紙宛先（住所）

〒４７１－００３４

豊田市小坂本町１丁目２５番地　豊田産業文化センター４階

こことよ　又は　とよた子どもの権利相談室

※メールアドレス

ｋｏｄｏｍｏ-ｓｏｕｄａｎ@ｃｉｔｙ．ｔｏｙｏｔａ．ａｉｃｈｉ．ｊｐ

＜子どもの権利の侵害に対する救済・回復制度の仕組み＞

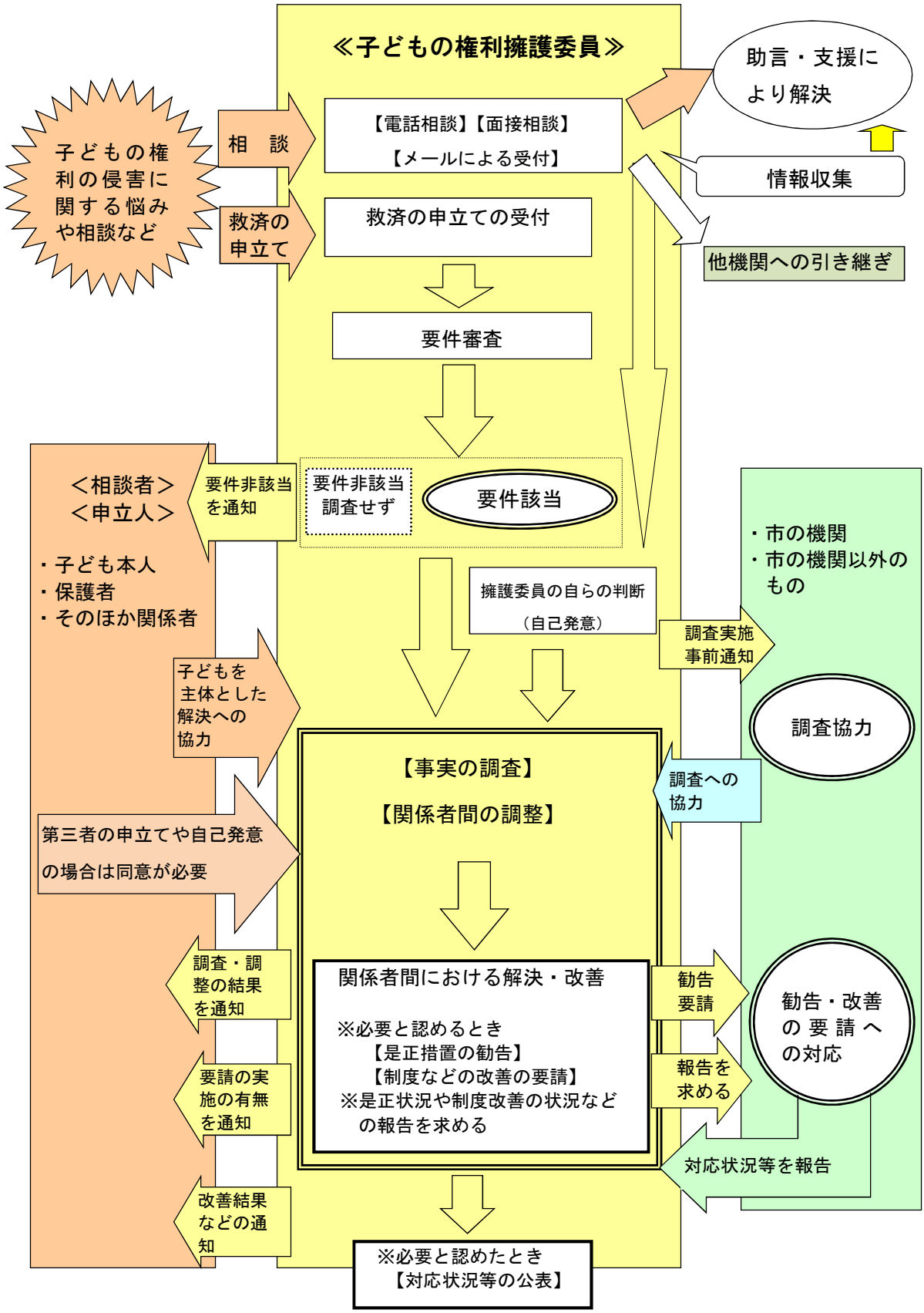

K
KYUSAI
SAN

２　相談の状況

（１）2021 年度の概況

2021 年度に受け付けた新規（※注 1）の相談案件は 82 件でした。

2020 年度と比較すると 9 件減少しています。また、82 件のうち子ども本人から直接相談があったのは 35 件で全体の 43%、親からの相談は 28 件で全体の 34%でした。

結果的に 1 回の電話や面談で終わる相談もありますが、何回か電話相談を重ねる案件や、必要に応じて面談をする案件もあります。また、学校や関係機関への聴き取り等も合わせて延べ回数（※注 2）としています。

2021 年度の延べ回数は 382 回でした。2020 年度と比較すると、33%の減少となりました。

2021 年度は相談者からの「申立案件」1 件、擁護委員の判断で調査を開始する「発意案件」も 1 件ありました。「情報収集」のため関係機関へ調査・調整を行った案件は 8 件ありました。

なお、短時間であっても相談者と会話したものは相談案件として扱っていますが、性別や学齢、主訴が不明になっている場合があります。

電話がつながっても相手が無言のまま切れるものがあります。こうした無言電話は相談件数として扱っていません。

※注 1「新規」・・・・初回の相談のこと
※注 2「延べ回数」・・継続して相談があった回数。この中には申立・発意案件での調査・調整活動、情報収集のための調査活動の回数も含む（例、1 案件で 5 回相談があった場合は延べ回数 5 回とする）。

（２）相談状況の統計

とよた子どもの権利相談室が受けた相談は、項目に分けて統計処理しています。以下に、2021 年度のものを掲載しました。

ア　月別相談件数（新規・延べ）

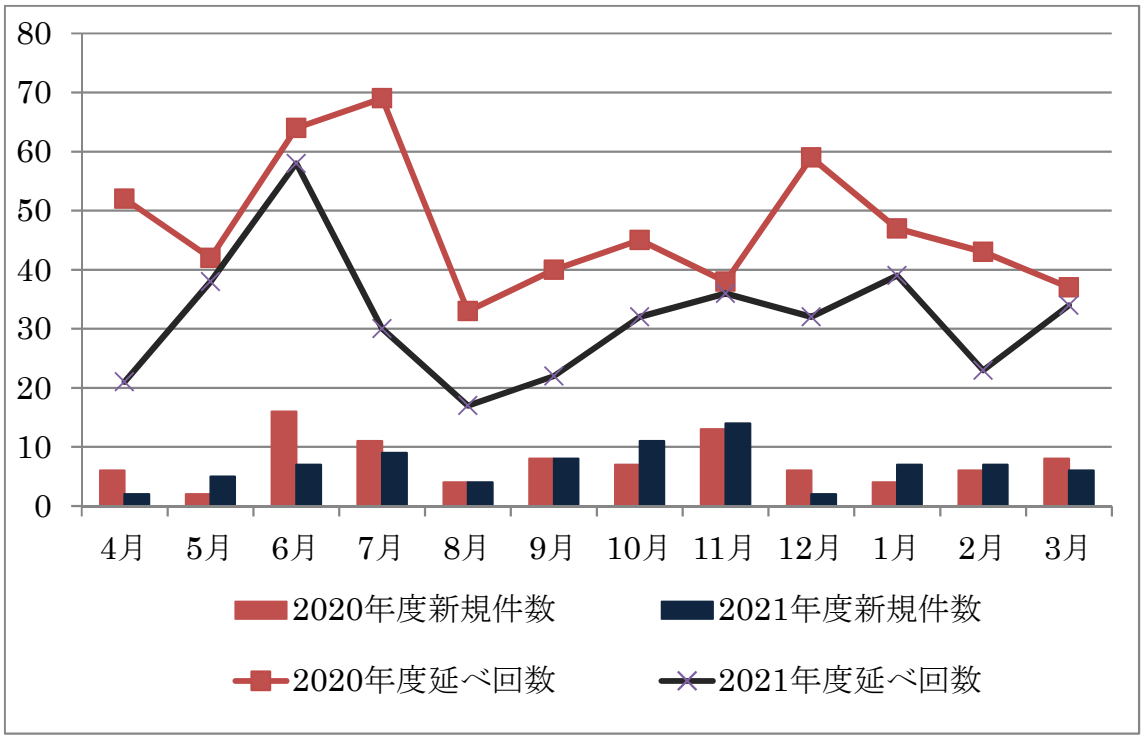

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	総計
2020 年度新規件数	6	2	16	11	4	8	7	13	6	4	6	8	91
2021 年度新規件数	2	5	7	9	4	8	11	14	2	7	7	6	82
2020 年度延べ回数	52	42	64	69	33	40	45	38	59	47	43	37	569
2021 年度延べ回数	21	38	58	30	17	22	32	36	32	39	23	34	382

2021 年度の新規相談件数が多い月は 11 月（14 件）で、少ない月は 4 月と 12 月（2 件）でした。延べ相談回数では 6 月（58 回）が多くなっています。

新規件数の総計は、2020 年度と比較して 9 件減少しました。延べ回数でも 187 回の減少となりました。

イ　相談者別（新規）　　～初回相談をしてきた人～

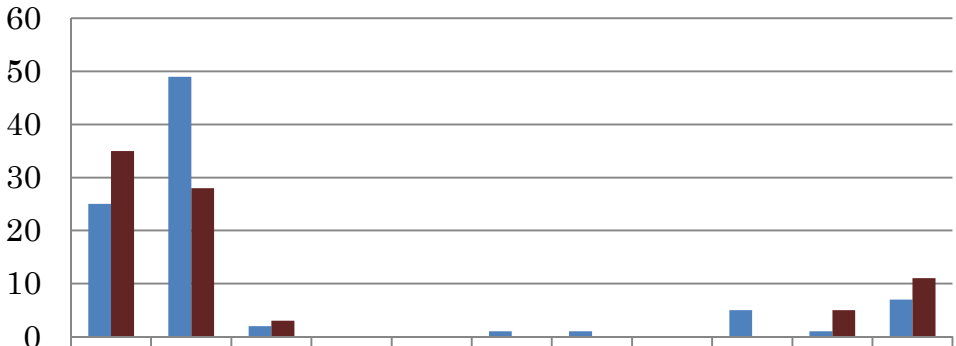

	子ども	親	祖父母	きょうだい	教員	施設	行政	市民	その他	対象外	不明
2020年度	25	49	2	0	0	1	1	0	5	1	7
2021年度	35	28	3	0	0	0	0	0	0	5	11

相談者別では、子ども本人からの相談が 35 件（43%）ありました。親からの相談は 28 件（34%）でした。

ウ　相談者が子どもの場合の学齢・性別（新規）

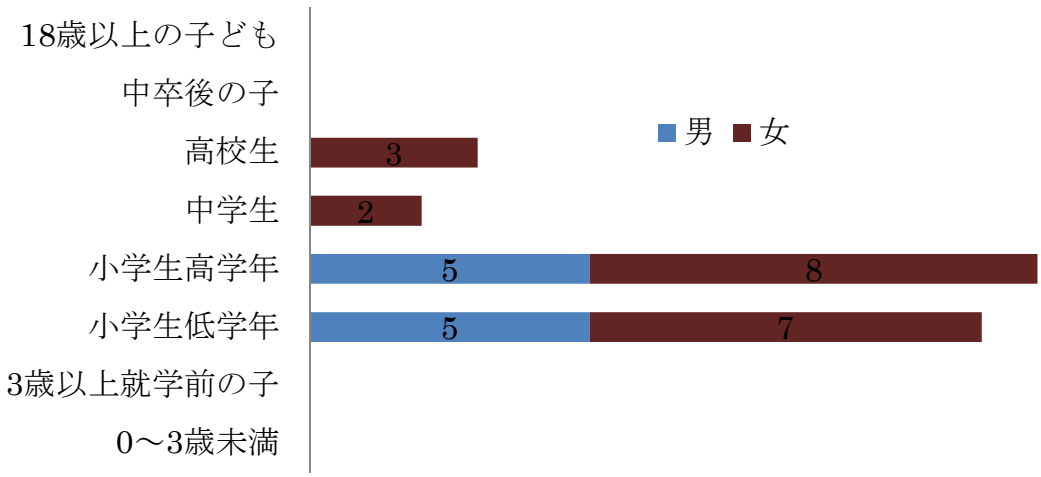

男子 10 件、女子 20 件で、性別又は学齢が不明のもの 5 件でした。
小学生からの相談が多く、25 件となっています。

エ　相談の対象となる子どもの学齢・性別（新規）

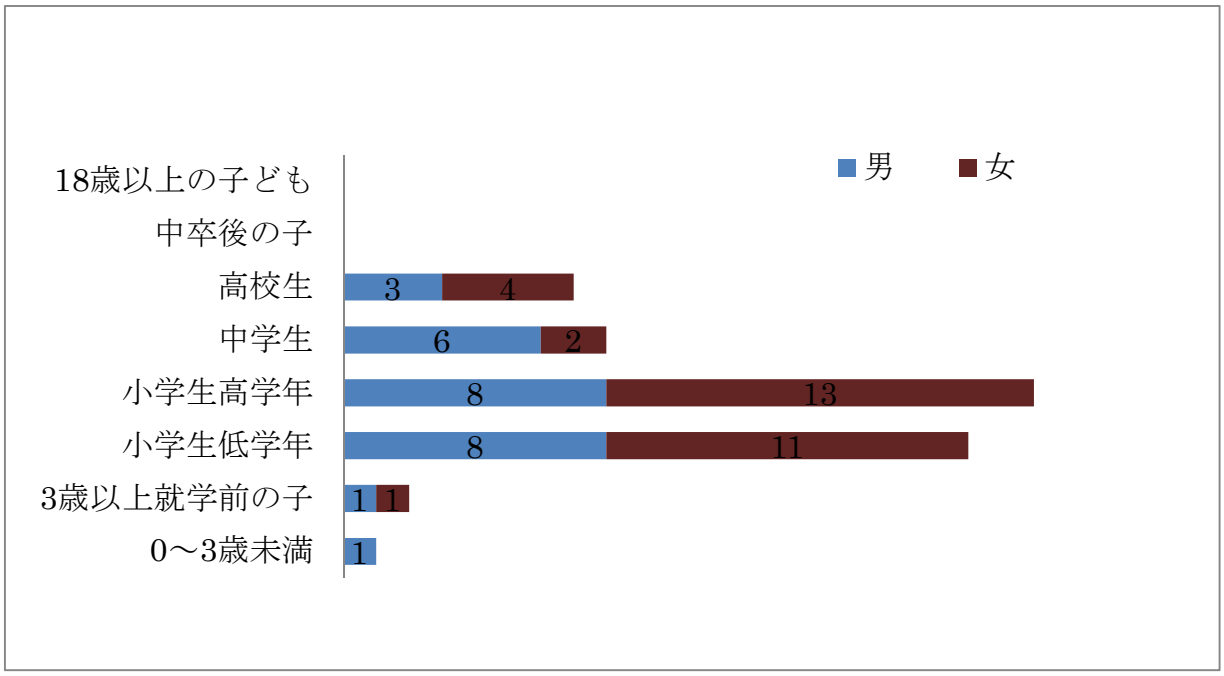

男子 27 件、女子 31 件でした。
小学生を対象とした相談が多い傾向にあります。

オ　相談の継続回数

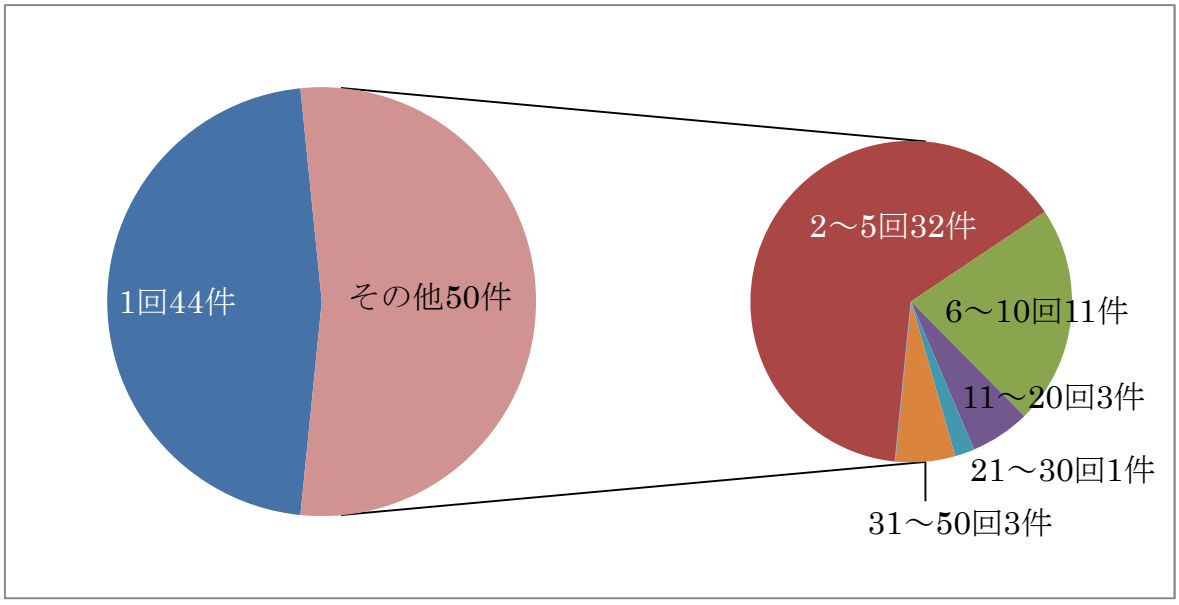

1 回の電話で終わった相談は 44 件（47%）でした。継続した場合、2～5 回の相談が 32 件（34%）、6～10 回の相談が 11 件（12%）などでした。

カ　相談の主訴（新規）

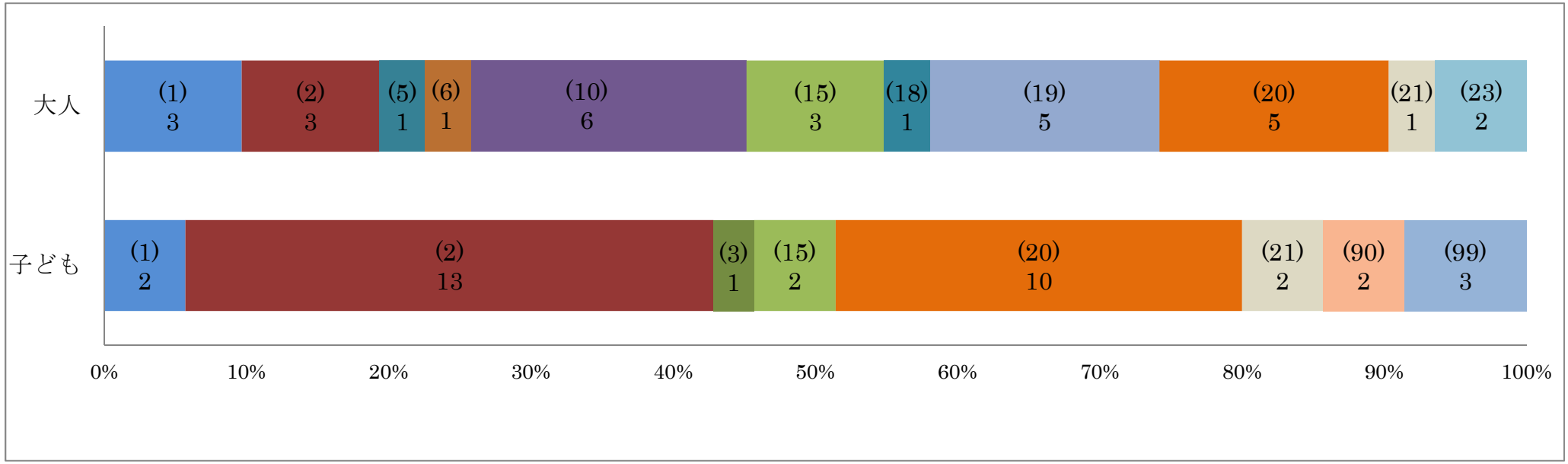

	(1)	(2)	(3)	(5)	(6)	(7)	(8)	(10)	(12)	(13)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(90)	(99)	
主訴	いじめ	交友関係の悩み（いじめ除く）	子ども同士の暴力（いじめ除く）	不登校	進路問題	心身の悩み	性の悩み	教職員等（保育師等含む）の暴力・暴言や威嚇	校則など学校のルール	学級崩壊	教職員等（保育師含む）のその他指導上の問題	学校・こども園等の対応の問題	行政機関の対応の問題	その他関係機関の対応の問題	子育ての悩み	家族関係の悩み	家庭内虐待	行政施策等	子どもの福祉的処遇	その他	主訴不明	総計
大人	3	3	0	1	1	0	0	6	0	0	3	0	0	1	5	5	1	0	2	0	0	31
子ども	2	13	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	10	2	0	0	2	3	35
計	**5**	**16**	**1**	**1**	**1**	**0**	**0**	**6**	**0**	**0**	**5**	**0**	**0**	**1**	**5**	**15**	**3**	**0**	**2**	**2**	**3**	**66**
2020 計	6	11	0	3	0	5	0	0	1	0	6	3	0	1	12	17	2	1	1	7	6	82

※相談者が特定できないもの 11 件、対象外 5 件を除く。

キ　主訴別延べ回数

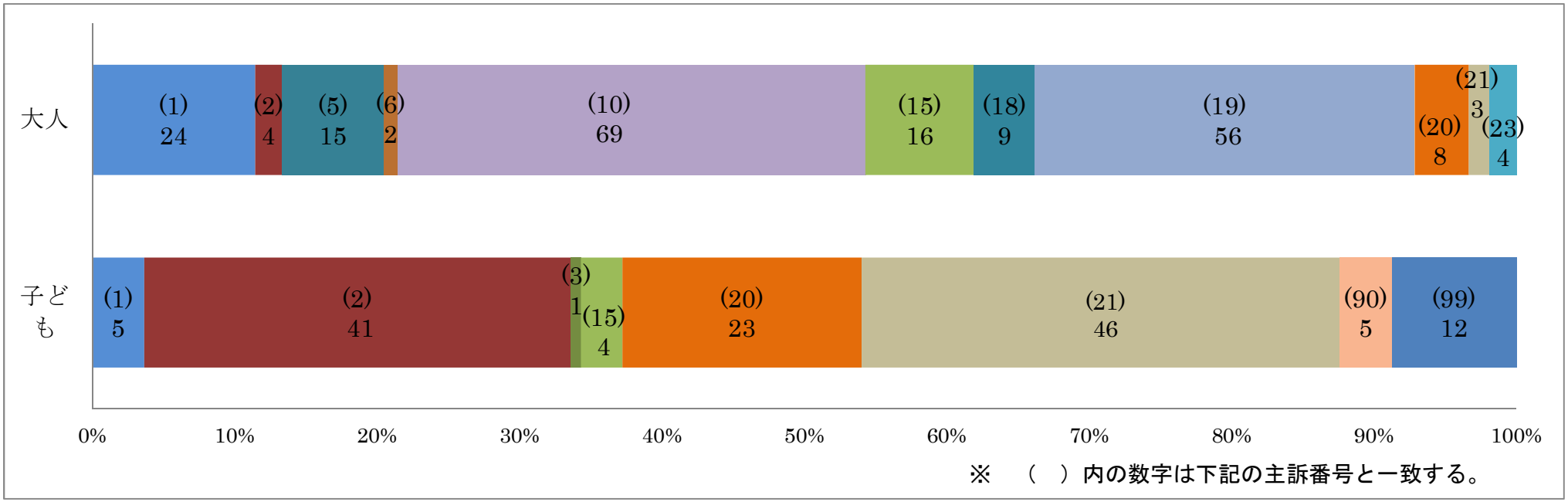

	(1)	(2)	(3)	(5)	(6)	(8)	(10)	(12)	(13)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(90)	(99)	
主訴	いじめ	交友関係の悩み（いじめ除く）	子ども同士の暴力（いじめ除く）	不登校	進路問題	性の悩み	教職員等（保育師等含む）の暴力・暴言や威嚇	校則など学校のルール	学級崩壊	教職員等のその他指導上の問題	学校・こども園等の対応の問題	行政機関の対応の問題	その他関係機関の対応の問題	子育ての悩み	家族関係の悩み	家庭内虐待	行政施策等	子どもの福祉的処遇	その他	主訴不明	総計
大人	24	4	0	15	2	0	69	0	0	16	0	0	9	56	8	3	0	4	0	0	210
子ども	5	41	1	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	23	46	0	0	5	12	137
計	**29**	**45**	**1**	**15**	**2**	**0**	**69**	**0**	**0**	**20**	**0**	**0**	**9**	**56**	**31**	**49**	**0**	**4**	**5**	**12**	**347**

※相談者が特定できないもの 29 回、対象外 6 回を除く。

ク　相談の曜日（新規・継続）

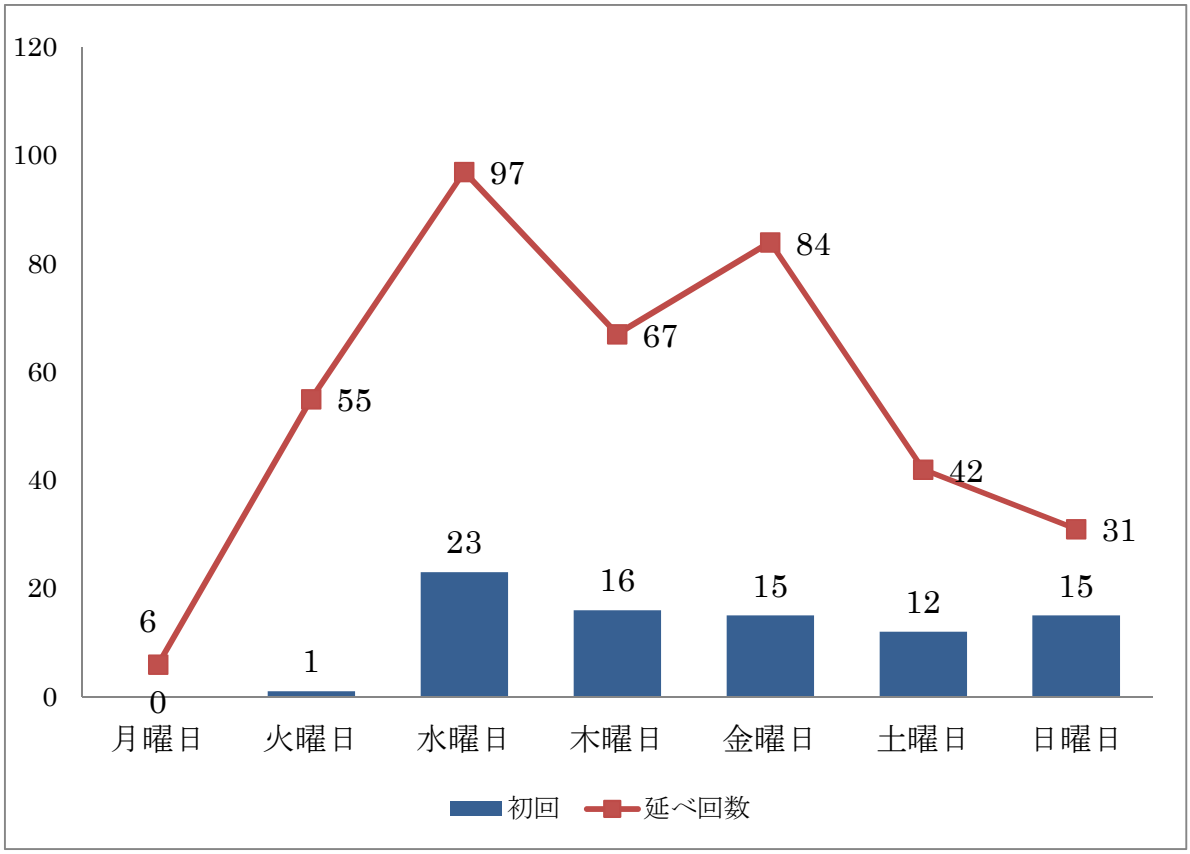

ケ　相談の時間帯（新規）

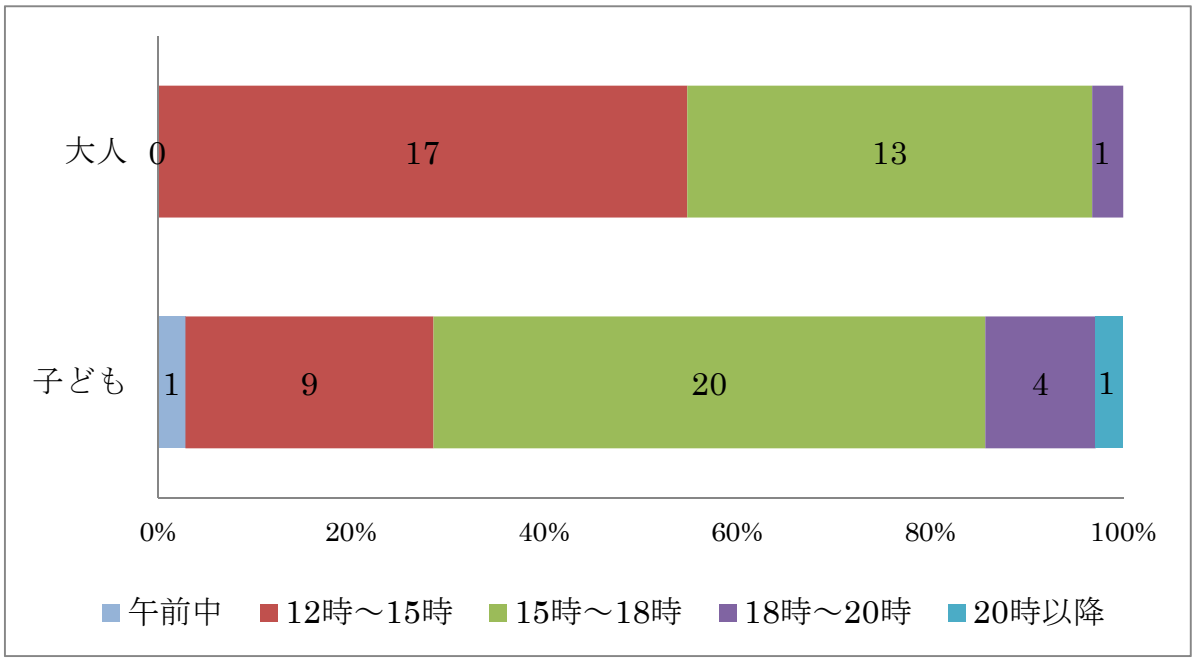

コ　相談の所要時間（新規）

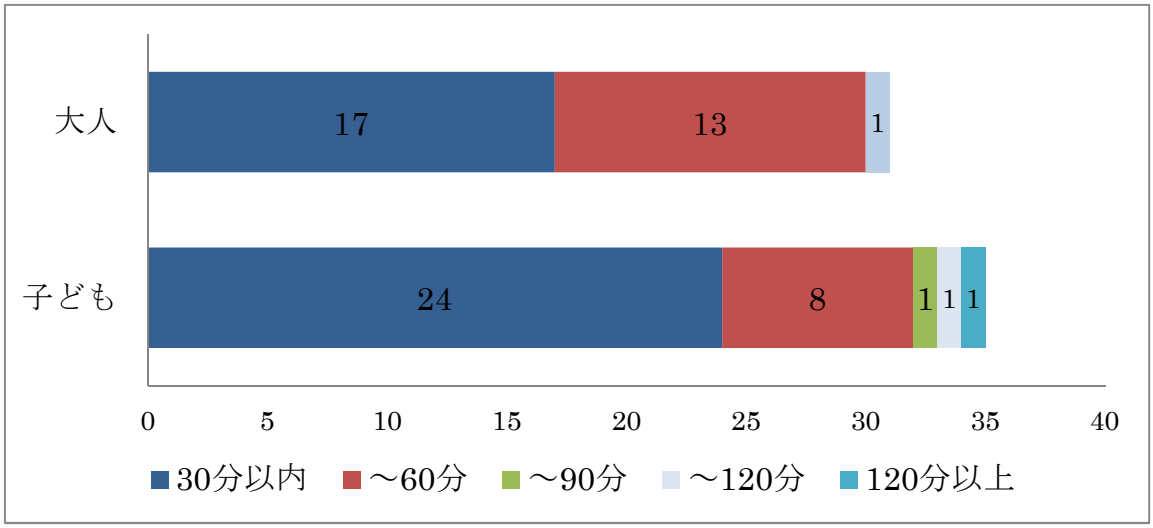

サ　相談の方法（新規）

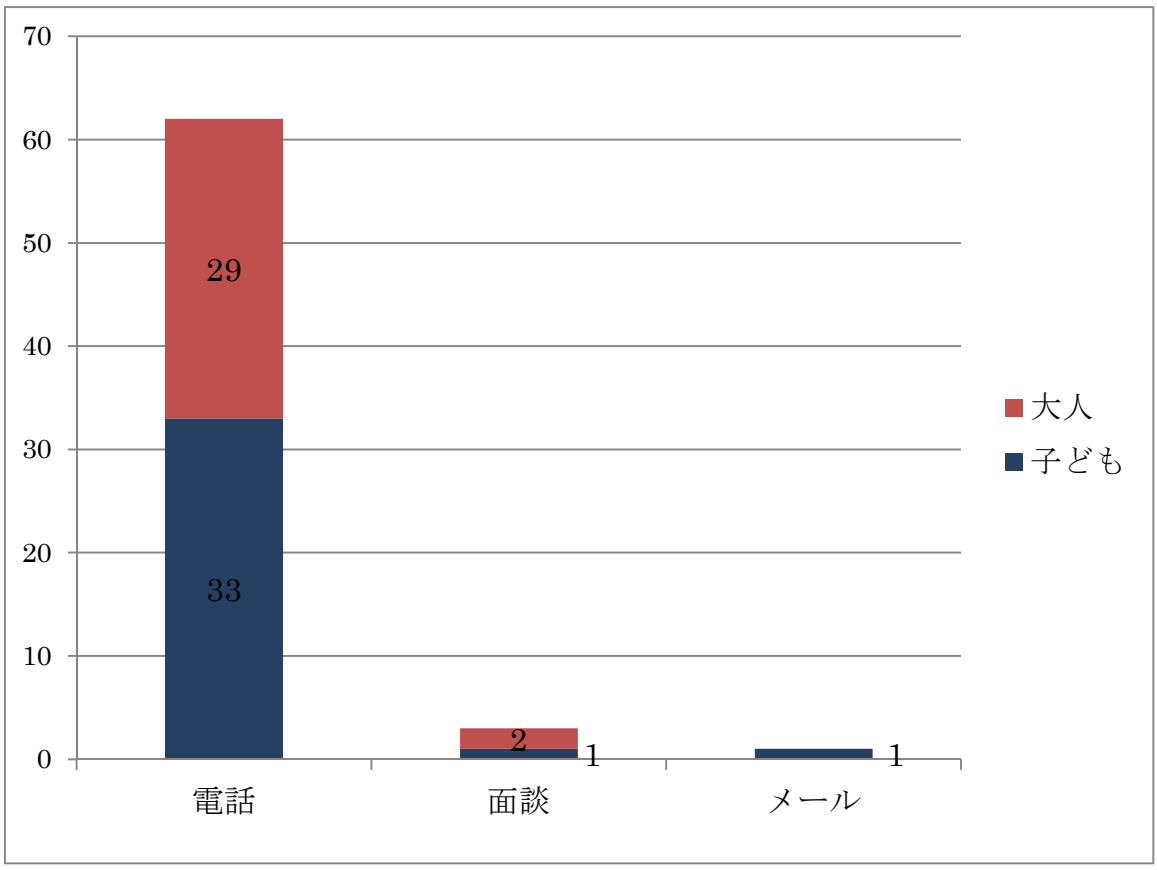

（３）相談の特徴と傾向

相談件数

2020 年度と比較して、新規件数は 91 件から 82 件へと 9 件減少しました。また延べ回数では 569 回から 382 回と 187 回減少しています。これは昨年度同様、新型コロナウイルス感染症への対応により、学校や家庭の環境が変化したことによる影響を受けていると思われます。

2021 年度では、子ども本人から新規で直接相談があったのは、2020 年度の 25 件から増加し 35 件でした。これは相談全体の 43%で、2020 年度と比較すると大きな増加となりました。

子ども以外の新規相談では、親からの相談 28 件、祖父母からの相談 3 件などがありました。これら大人からの相談の内、後に子ども本人とつながることができたケースが 5 件ありました。子ども本人からの新規相談 35 件と合わせると 40 件（49%）となりました。

学校でカードやリーフレットを配布したり、相談室だよりを発行したりした他に、学校で行う権利学習の授業に参加するなど、継続的なＰＲに務めてきましたが、愛称「こことよ」を覚えてもらうとともに、さらに子どもたちが利用しやすくなるような工夫を引き続き行ってまいります。

参考グラフ：ア　月別相談件数（新規・延べ）
イ　相談者別（新規）

子どもからの相談

相談者が子どもの場合の学齢別の件数は、小学生低学年 12 件、小学生高学年 13 件、中学生 2 件、高校生 3 件となっています。

2020 年度と比較して、特に小学生からの相談が増加し、小学生低学年からの相談は 3 件、小学生高学年からでは 8 件のそれぞれ増加となっています。

子どもからの相談では、「交友関係の悩み」が 6 件から 13 件と 2 倍以上多くなっています。「不登校」や「教職員等の暴力・暴言や威嚇」については当事者である子どもからの相談はなく、子どもが声を上げにくい状況であると考えられます。

また、「家族関係の悩み」を 2020 年度と比較すると、大人からの相談は 11 件から 5 件に減少しているのに対し、子どもからの相談は 6 件から 10 件と増加しているのは心配になるところです。

参考グラフ：ウ　相談者が子どもの場合の学齢・性別（新規）
カ　相談の主訴（新規）

大人からの相談も含めた対象となる子どもの相談

親等からの相談も含め、対象となる子どもの学齢は、小学生が大半を占めています。小学生低学年 19 件、小学生高学年 21 件、中学生 8 件、高校生 7 件の相談がありました。

大人からの相談では、2020 年度に 0 件だった「教職員等の暴力・暴言」が 6 件あり、「子育ての悩み」「家族関係の悩み」が半減しています。どの年齢の場合も、その経過の中で子どもと相談室が繋がるように働きかけていきます。

参考グラフ：エ　相談の対象となる子どもの学齢・性別（新規）
カ　相談の主訴（新規）

継続相談

1 回の電話で終る相談は全体の 47%でしたが、繰り返し電話で相談を受けたり、面談して話を聴いたり、必要があれば学校や関係機関に出向いて話を聴いたりすることもあります。相談を継続する中で初回相談の主訴とは別の問題が見えてくることも多く、継続して相談することにより子どもをとりまく状況を理解し支援の方向性が明確になっていきます。いじめや交友関係、教職員等の指導上の問題の場合など学校が関係することについては、学校での聞き取りや協力をお願いするために、継続回数が多くなります。情報収集のための調査や、申立、発意での調査・調整についても統計上は継続相談になっています。

参考グラフ：オ　相談の継続回数　　キ　主訴別延べ回数

相談の曜日や時間・相談方法

新規の相談では水曜日が 23 件と多く、木曜日から日曜日は 15 件前後となっています。火曜日は基本的には電話相談の受付はしませんが、相談室から関係機関等への聞き取りを行ったり、調査・調整等のための時間にしたりしています。

子どもの相談は、15 時から 18 時の時間帯が多くなっています。また、大人からの相談では、子どもが学校から帰ってくる前の 12 時から 15 時が多く、次いで 15 時から 18 時の時間帯となっています。

相談の所要時間は、子どもも大人もほとんどが 60 分以内で終了していますが、2020 年度に比べると所要時間が長くなっています。

初回相談は電話がほとんどですが、直接来室し面談したものが 3 件ありました。メールでの相談受付は子どもから 1 件ありました。

参考グラフ：ク　相談の曜日（新規・継続）　ケ　相談の時間帯（新規）
コ　相談の所要時間（新規）　サ　相談の方法（新規）

（４）相談事例

※プライバシー保護のため、内容は一部変更してあります。

相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談内容及び対応の概要
事例① 母親、本人 中学生　男子 いじめ 電話、面談	【相談内容】 子ども（本人）がいじめられているようです。5月に入った辺りから、小学校時に同じ部活だった登下校の仲間との関係が、ギクシャクし始めました。その中のリーダー的な子が、クラスの友達に本人の悪口を言い、クラスの中でも『嫌われている子』と噂になりました。誰とも話さずに一日過ごすこともあり、本人は学校を変わりたいと言い出すこともあります。 【こことよから】 まずは、母親の話を聴き、相談内容の概要を理解した後、本人と直接話をする必要性を母親に伝えました。母親の促しもあり、本人と面談ができました。本人はクラスがつまらないと訴えていました。小学校から中学校に上がっての複雑な人間関係を本人と一緒に整理し、解決イメージを明確化、その手立てを考えるため、本人の思いを大切にしながら話を進めました。 母親からの説明とは違い、本人は自分の思いを相手に伝えることができる子でした。それが逆に、相手に誤解をされる発言になってしまい、友人同士の関係がもつれてしまったようにも見受けられました。話を聴いていくなかで、本人は、自分が何かしてしまったのかを友だちに確認し、自分に非があるなら謝り、改善すると決めました。 その後、部活も始まって新しい人間関係ができ、学校生活を楽しむことができているようでした。
事例② 本児 小学生　女児 友人関係 電話	【相談内容】 自分のクラスではドッジボールをやる子が少ないので、隣のクラスに入れてもらえるよう声をかけたけれど、入れてもらえない。 【こことよから】 この出来事について、周りのお友達が見ている様子はなさそうでした。また、学校の先生には相談しにくい、ということでした。母親は本児の話に耳を傾け、学校に相談をすることの提

	案をしてくれたようでしたが、本児は子ども同士で話し合って解決したいという意思を持っていました。本児の意思に沿って解決できるように一緒に考えました。 　本児は、隣のクラスの子と話せるようになって「一緒にやりたい。どうして入れてもらえないのか、理由を聞きたい。」と言いました。また、「理由を聞いたうえで、自分の意見を伝えてみたい。」などの思いを話してくれました。そこで、それらを隣のクラスの子に伝えてみるよう励ましました。 　後日、本児から電話があり、「先生を交えることなく、子ども同士で話し合いができた。聞きたかったことが聞けた。自分の思いを伝えることもできて、ドッジボールに入れてもらえるようになった。」と報告がありました。本児は「これからも困ったときには話し合って解決していきたい。」と話してくれました。
事例③ 本児 小学生　男児 行き渋り 電話	【相談内容】 　寝る前までは大丈夫だけど、朝起きたら、学校に行きたくなくなってしまう。どうしてなのか、わからない。 【こことよから】 　なぜか学校に行きたくなくなるという相談でした。最初は本児も理由がわからなくて困っている様子だったので、普段の学校生活についてゆっくり聞いていきました。話をしているうちに、学校に行きたくない気持ちが出てきたのはつい最近で、給食当番の順番が回ってくることについて、不安を感じていることがわかってきました。 　やり方がわからないという本児の不安な気持ちを理解しながら、どうしたら不安を少なくできそうか一緒に考えていきました。その中で、事前に周囲の友達にやり方を聞けると良いのではないかと提案してみると、「できそう」と元気な声で返事をしてくれました。 　自分では意識できなかった不安の中味を一緒に探していき、どうしたらいいのか対応の手立てが見つかったことで、不安が軽減したようでした。

３　調査・調整活動

擁護委員が行う調査・調整には、相談者や子どもから権利侵害についての「救済の申立て」を受けて実施する場合と、子どもが権利侵害を受けていると認めるときに擁護委員が「発意」によって実施する場合とがあります（豊田市子ども条例第 22 条第 1 項第 2 号及び第 3 号）。

（１）申立案件

2021 年度、子どもの権利侵害に対する救済の申立ては＜申立案件M6－21＞1 件でした。

＜申立案件M6－21＞については、調査を行い、3 月 4 日付で案件を終結しました。

＜申立案件　M6－21＞
申立日　2021 年 11 月 18 日
終結日　2022 年　3 月　4 日

なお、案件終結の通知書は、申立人、豊田市保育課および当該こども園へ提出していますが、個人情報に配慮し、活動報告書への掲載はいたしません。

（２）発意案件

2021 年度、擁護委員による発意は＜発意案件H8－21＞1 件でした。2021 年 3 月末現在、調査中です。

2019 年度の＜発意案件H7－19＞については、2020 年 5 月 29 日に調査・調整の結果等についての通知にて、制度改善の要請を行いました。要請に対する実施状況についても確認し、2021 年 12 月 7 日付で案件を終結しました。（要請の内容については、下記通知書の通りです。）

＜発意案件　H7－19＞
発意日　2019 年　6 月 6 日
終結日　2021 年 12 月 7 日

様式第５－４号

通　　知　　書

第２０２０－１号
２０２０年　５月２９日

豊田市長
　　太田　稔彦　様
豊田市教育委員会教育長
　　山本　浩司　様

豊田市子どもの権利擁護委員　　印
山田　麻紗子
石井　拓児
間宮　静香

豊田市子どもの権利擁護委員による発意案件（第Ｈ７―１９号）につきまして、下記のことを通知します。

（通知事項）

□調査・調整を実施する旨の通知
□調査・調整の一時中止または打ち切りの通知
■調査・調整の結果等についての通知
□案件の終結の通知

（通知内容）

豊田市子ども条例第22条第１項第４号に基づき、下記のとおり制度などの改善の要請を行います。

要請

1）豊田市は、引き続き、熱中症予防の対策を行うこと
2）ボランティア頼みでない外出時の安全確保の体制を整えること
3）空調設備運用指針は、暑さ指数によって臨機応変に使用しやすい表現に変えること

4）部活動の全国大会や県大会の日程変更の要請を検討すること
5）すべての子どもたちの安全を確保しつつ、豊かに育つ権利を保障すること
6）新型コロナウイルス感染拡大防止対策とともに熱中症対策も十分に行うこと

第１　要請の理由

平成３０年７月１７日に校外学習後に男児が死亡した事故を受け、平成３１年３月５日、調査委員会が報告書を提出した（資料１）。子どもの権利擁護委員は、豊田市子ども条例第５条安心して生きる権利が侵害され、大切な子どもの命が失われたことを重く受け止め、二度と同じことが発生しないよう、調査委員会が求める熱中症の予防策についての実施状況を確認することを目的に令和元年６月６日に発意を行い、調査を開始した。

第２　調査経過

調査は、資料提出要請、書面回答の確認、教育委員会との質疑、子ども部次世代育成課・保育課との質疑及び実地調査で行った。

令和元年　６月　６日（木）	豊田市教育委員会	資料提出要請
令和元年　６月１３日（木）	豊田市教育委員会	回答書受理
令和元年　８月　８日（木）	豊田市教育委員会	書面回答要請
令和元年　９月　５日（木）	豊田市教育委員会	回答書受理
令和元年１０月１６日（水）	豊田市子ども部	資料提出要請
令和元年１０月２１日（月）	豊田市教育委員会	聞き取り
令和元年１０月２８日（月）	豊田市立根川小学校	熱中症セット確認
令和元年１２月２７日（金）	豊田市子ども部	回答書受理
令和２年　４月１４日（火）	豊田市次世代育成課	聞き取り
	保育課	聞き取り

第３　調査結果

以下、調査委員会が求めた熱中症の予防策についての実施状況である。

１（１）予防策

教育委員会は、豊田市立小中学校の全教員に熱中症についての研修を、遅くとも本年（平成３１年）義務研修として受講させること

（２）実施状況

平成３１年４月１９日に、全小・中・特別支援学校教頭を対象に、大学病院救急総合内科の医師による「熱中症についての知識及び学校における対応」について研修を行った。受講した教頭が勤務校において現職教育等での研修を行

い、教員全員が熱中症の知識を得る機会を確保した。また、熱中症の知識の定着を図り熱中症を伴う重大な事故を防止するため、e‐ラーニングニングシステムを使い、全教員が熱中症に関する研修を受け、知識の確認を行った。さらに、小・中各学校の教育相談主任研修会時に熱中症ミニ研修を行うなど、複数回研修を聞く機会を持つことで知識の定着をはかった。

今年度以降は、昨年度実施した全体研修及びミニ研修に準じて研修を行うとともに、初任者研修にて例年より早い時期に救急救命措置についての講習を行うこととした。研修内容についても、専門家の意見を聞きながら、改定していく予定である。

２（１）予防策

豊田市教育委員会は、暑さ指数に応じて運動を中止ないし見直しをすることを内容とする危機管理マニュアルを作成し、遅くとも本年（平成３１年）５月頃までにはこれをすべての市立小中学校が遵守し運用することができる体制を確立すること

（２）実施状況

平成３０年度に熱中症防止のためのマニュアルおよび校外学習計画書様式を作成した。平成３１年度には、各学校の危機管理マニュアルへ反映させた。

熱中症事故防止のためのマニュアルは、屋外での活動を伴う校外学習、体育・部活動などの各種運動（エアコン未設置の場合の文化部の活動も含む）、その他運動場・体育館・校庭を使う活動（休み時間も含む）が対象となる。

暑さ指数等にかかわらず夏季の活動で気をつけるべきこと、夏季の活動計画時に気をつけるべきこと、対応のためにあらかじめ準備しておくべきこと、熱中症事故防止のための対応の流れ、校外学習計画書、校外学習計画提出事前チェックが記載されるとともに、暑さ指数に応じた活動指針及び環境省熱中症予防情報サイトが資料として掲載されている。

ア　体育の授業は暑さ指数に基づいて授業の実施を決定するため、暑い時期は屋外活動や体育館での活動に替え保健の授業を行う等の対応をしている。ただし、水泳の授業については、夏季期間中に行わなければ授業日数が足りなくなるという問題点がある。そのため、専門家と相談しながら、できるだけ水の中で過ごす、プールサイドに水筒を持参し水分補給を頻繁に行う、見学者は屋内で過ごす等の対応をしている。

イ　部活動（運動部）は、当日の暑さ指数に応じて対応を行う。合唱部や吹奏楽部等文化部が活動を行う特別教室にも平成 31 年７月１日までにエアコンが設置されたため、安全に行うことができている。しかしながら、特に夏休みなど、登下校の時間に熱中症になる危険もあるため、そのような配慮も

含め部活実施可否の決定を行うようにしている。また、豊田市中学校部活動ガイドラインを改訂し、熱中症事故防止のためのマニュアルに準じて実施を検討することなどを追記した。

ウ　校外学習で前日に著しく暑くなることがわかっている場合は、前日に延期や中止を決定する。

エ　熱中症対応マニュアルは全小中学校の危機管理マニュアルに反映済みである。

（３）課題

過去には、他市においてプールの授業中の熱中症も生じていることから、プールの授業においても暑さ指数に応じた対策をとるべきである。各地の事例によれば、民間のスイミングクラブと連携し、専任のインストラクターの支援をうけながら授業を実施している自治体や、公共屋内プールを活用している自治体もある。公共の屋外プールを屋内型に改装して水泳の授業に利用する計画を立てている自治体もある。公共プールを利用することにより、補助指導員や安全監視委員とともに授業を行うことができ、プール事故を防ぐ効果も期待しうる。

また、教員は、子どもの安全監視のため、水中にいることが難しい場合があるほか、体調不良であっても休むことが困難な場合もある。このことから、プール授業を補助する指導員の配置といった措置を含め、教員の熱中症対策も重要な課題として対応すべきである。児童生徒の安全確保及び教員の安全確保の観点から、熱中症対策とともに、プール事故の防止に向けた具体的な措置を講ずるため、調査・検討を開始することが望まれる。

３　（１）予防策

豊田市教育委員会は、問診票の書式等を作成し、市立小中学校がこれを利用し保護者の協力を得ながら登校した児童生徒の体調の把握に努める体制を確立すること

（２）実施状況

教育委員会が平成３０年度に問診票書式を作成し、平成３１年度から、校外学習の日には児童生徒の体調を把握することを徹底している。問診票書式は項目例を示したものに過ぎず、各校が実態に合わせて活用している。

問診票を忘れた場合は、保護者と連絡をとり確認を行う等学校がその時々に応じて判断している。

４（１）予防策

複数配置の定数改善等により養護教諭を増員すべきであること

（２）実施状況

平成３１年度から豊田市独自に非常勤の養護教諭の配置を行い、校外学習等の引率もできるようにした。具体的には、生徒数２００人以上の学校には、非常勤養護教諭５２人を５７校（小学校３６校、中学校２１校）に配置、２００人未満の小規模校（小学校３７校、中学校６校）には巡回で配置した。

養護教諭は、暑さ指数の計測、保健室だよりやミニ講座など熱中症の啓発を担っていたが、非常勤養護教諭が配置されたことで、常勤養護教諭または非常勤養護教諭が校外学習に同行することも可能となった。

５（１）予防策

豊田市教育委員会は、市立小中学校が校外学習の際に保護者、地域住民等からボランティアを募り、多くの大人の目で児童生徒の安全確保を行う体制を構築すべきであること

（２）実施状況

地域学校共同本部の取組みにより、校外学習等での保護者や学校支援ボランティアの協力体制を確立する。

ボランティアが同行する際には、事前に活動内容を伝え、熱中症だけではなく危険個所、公園内での配置等に加え、本人が体調の変化に気づかないこともあるので観察が大切ということを伝えている。

（３）課題

ボランティアは、共働き家庭の増加もあり集まりにくいうえに熱中症への配慮が必要な高齢者が多い。ボランティア頼みではない体制の強化が望まれる。

６（１）予防策

豊田市は、学校をはじめとする公共施設に対し、暑さ指数を自動配信するシステムを構築すべきであること

（２）実施状況

ア　学校の状況

教員は環境省「熱中症予防情報メール配信サービス」に登録して、WBGT の数値を把握している。また、熱中症指数モニターと熱中症予防セットを各学校に配布した。WBGT 指標の取り扱いに関しては、研修で説明を行うとともに、暑さ指数に応じた活動指針を周知している。

イ　子ども園、青少年センター、総合野外センター、放課後児童クラブの状況

既存の「緊急メールとよた」を使用し、気象庁から出される高温注意情報があった場合にメールが配信されている。

暑さ指数は施設ごとに環境が異なることから、自動配信システムに頼らず、

携帯用 WBGT 計を購入し、緊急メールとよたの情報と併せて、予防対策を行っている。

７（１）予防策
豊田市は、児童生徒の健康安全を守るために、空調設備の設置等施設整備を推進すべきであること
（２）実施状況
平成３１年６月までに、市内全小中学校の普通教室と特別活動教室にエアコンを設置した。豊田市立小中学校空調設備運用指針概要によると、夏季の運転期間は６月初旬～９月初旬、運転時間は始業１５分前から終業の１５分前、温度設定は２８℃とし、気温や湿度、児童・生徒の体調等に配慮し、学校判断で設定温度を調整可能としている。
（３）課題
夏季の運転期間が６月初旬からとされているが、５月でも暑さ指数が高い日も多い。実際には、弾力的に運用されているようであるが空調設備運用指針に「学校判断で設定温度を調整可」と記載があるため、学校判断についての記載のない運転期間は変更できないようにも解釈できる。学校判断で対応できる記載が必要である。
また、運転時間を「終業の１５分前」としているが、「終業」は一義的に明確ではない。部活動の時間も含まれることを明記すべきである。
更に、環境省の推奨する室温設定目安は 28℃であるが、これは室温であって、エアコンの設定温度ではない。エアコンの設定温度が 28℃であったとしても、室内の実際の温度がこれを上回って 30℃をこえるような状況が続いた場合、熱中症のリスクが高まることとなる。そのため、教室に室温計を設置する等により、教室内の実際の室温を 28℃で維持することが望ましい。

８（１）予防策
豊田市教育委員会は、豊田市立小中学校に対して、猛暑等を考慮した年間行事計画の見直しを図るように徹底すること
（２）実施状況
平成３０年度中に全小中特別支援学校に対し、学校行事等の実施時期と内容について年間スケジュール等の見直しを指示した。具体例としては、校外学習、中学生職場体験学習、廃品回収、保健集会、環境美化、工場見学、ブロック球技大会等の実施月を変更した。また、プール開放日、奉仕作業、夏休み出校日は実施取りやめとした学校もあった。小学校ブロック大会の開始日は変更されたものの、中学校部活動の大会開催について日程変更は行われなかった。

（３）課題

中学校部活動の大会について日程変更が行われなかったことが明らかになった。これは、全国大会、東海大会、愛知県大会及び西三河大会があるため、豊田市のみの日程変更では対応できないことが理由である。

しかしながら、熱中症に関わって安心であるべき学校行事の中で尊い命が失われたのであるから、子どもの命を守るために、先頭をきって全国大会や地方大会の日程変更について正式に申し入れをすべきである。

９　その他の施設について

調査委員会は学校に対する予防策を中心にとりまとめているが、子どもたちにとって学校だけが生活の場ではない。そこで、子どもたちが利用するその他の施設での状況を確認した。

(1) 子ども園等への対応

子ども園等への注意喚起、WBGT 計配布、園長会にて熱中症対応の指導、熱中症対応マニュアルの見直し、熱中症対応記録表の作成、保護者向け文書の配布などの対策を行った。また、夏祭りを室内で行ったり、花火指導を日陰で行う、シャボン玉等を室内で行うなどの取組を各園で行っている。また、熱中症の手引きとして熱中症を引き起こす条件や症状、対応等を提示している。

(2) 青少年センター

もともと屋外事業はほとんど行っていないが、やむを得ず屋外活動を行う場合に備えて、緊急搬送車や経口補水液の準備、携帯用 WBGT 計の購入、熱中症予防チラシの配架等を行っている。

(3) 総合野外センター

ア　WBGT 計を計 5 台購入する、冷房完備の部屋を用意する、宿泊棟は冷風扇を使用する、経口補水液を用意する等を行っている。

イ　課題

宿泊棟は冷風扇の設備のみで冷房が完備されていない。また、野外キャンプを行う場でもあり、夏場の野外活動が当然に想定されている。WBGT 指数も気温も熱中症が起こらないといえるほどではなく、また、冷暖房や経口補水液等は、管理棟と宿泊棟しかなく、熱中症の危険性は残る。他方、子どもたちが豊かに生きる権利を保障する貴重な場でもあるため、活動が継続できる様な対策を求める。

(4) 放課後児童クラブ

ア　各クラブへの WBGT 計の設置、エアコン点検、危機管理マニュアルの改訂、外に出られない場合の活動内容に応じた教室の借用願いなどの対策を行った。

イ　課題

子どもたちの安全確保も大切であるが、一方で、子どもたちには豊かに育つ権利がある。特に、豊田市の放課後児童クラブは、夏休みのみ利用の児童がいるため、元々いる児童にとっては安定性を欠く運用となっている。日常の保育が行えない中、遊びまでを制限されることは子どもたちの権利を十分保障できているといえない。市内及び市外の放課後児童クラブとの経験交流などで、どのように熱中症の危険下における子どもたちの権利を保障するかを積極的に検討すべきである。

(5) その他の事業

子ども会、ジュニアクラブなどについても、熱中症注意喚起の文書を配布した。

第４　子どもの権利擁護委員の見解

調査委員会の求める予防策に対し、概ね対応できていると考える。今後も引き続き熱中症対策を行うことを求めたい。他方、上述の課題もみられたため、その対応を要請する。

また、学校はどの子どもにとっても安全な場所でなくてはならない。様々な事情を抱えた子どもたちへの配慮を行うことが必要である。安全だけを求めると子どもたちの学ぶ権利や豊かに育つ権利を奪うこととなる。安全も確保しつつ、豊かに育つ権利を保障するバランスが重要である。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響のもと、学校の教育活動の再開にあたっては、感染防止と熱中症対策との両立をはかるきわめて難しい対応策を講じなければならないことが予測される。マスク着用によって、熱中症リスクが高くなることが指摘されているほか、夏休みを短縮する方針も示されている。炎天下での登下校の安全をどのように確保するのか、冷房中、感染拡大対策のための教室の換気をどのように行うのか、体育や部活動を含む教育活動中のマスク着用をどのように指導するのか等々、さまざまな場面で熱中症の危険性が高まることをあらかじめ予見したうえで、それぞれ対策を講じる必要がある。新型コロナウイルス対策とともに十分な熱中症対策を講じることを求める。

以上

（資料１）

梅坪小学校児童死亡事故 調査委員会報告書（公表版）

調査委員会：国の「学校事故対応に関する指針」に基づき、調査委員会を設置

委員長	石川恭久	石川恭久法律事務所　弁護士
副委員長	松本孝朗	中京大学スポーツ科学部　教授
委員	原紳也	トヨタ記念病院小児科　科部長
委員	森英子	名古屋学芸大学ヒューマンケア学部　教授

報告書の概要

第１ 調査の目的

本調査は、事故に至る過程や原因の分析と再発防止のための提言を目的とするものである。

第２ 調査対象事故

学　校　名：豊田市立梅坪小学校　豊田市梅坪町１５－１
死亡児童生徒：１年男子児童（児童Ａ―６歳）
事故発生日：平成３０年７月１７日（火）　午前１１時４５分頃

第３ 調査の方法

１ 基本調査（豊田市教育委員会による聴き取り調査）
・教職員、児童、救急隊員への聴き取り：４回：７月１７日事故直後～７月２７日
２ 詳細調査（調査委員会による聴き取り調査）
・聴き取り調査：４回：８月２８日～１２月４日
教職員、救急隊員、医師、法医学教授への聴き取り調査
３ 調査委員会の開催：８回：７月３１日～２月１３日
・事故状況の把握、現地（公園）確認、聴き取り、事故に至る過程や原因の分析
再発防止策、報告書の確認、今後について　等
４ 調査報告
・報告書の提出（調査委員会から豊田市教育委員会へ）２月２０日（水）
・豊田市長への報告　２月２２日（金）
・愛知県教育委員会への報告　２月２６日（火）
・文部科学省への報告　３月　１日（金）

第４ 事故の概要

＊午前１０時の状況：気温３２．９℃　暑さ指数(WBGT)３２℃で「危険」
・午前１０時　５分頃　学校から約１ｋｍ離れた公園へ徒歩で校外学習に出発
小学校１年児童（４組・１１２名）及び学年担任（４名）
・午前１０時２５分頃　公園に到着後、遊具等で遊ぶ
・午前１１時１０分頃　公園から学校へ徒歩で出発
・午前１１時３５分頃　学校に到着
・午前１１時４５分頃　教室で児童Ａの様子が急変し、意識不明
・午前１１時５０分頃　心肺停止
・午前１１時５２分　１１９番通報
・午前１１時５９分　救急車：学校到着
・午後　０時　６分　救急車：学校出発
・午後　０時１２分　救急車：病院到着
・午後　０時５６分　病院医師により死亡確認（死亡診断：熱射病）

第５ 事故に至る過程（聴き取りのまとめ）【全面非公表】

第６ 熱中症についての梅坪小学校での情報共有と研修の状況

・児童全員と教職員に「熱中症対策 Book（株）教育新聞社リーフレット)」を配布（６月）
・熱中症対策のための校内研修実施なし
・養護教諭は、熱中症も含め、様々な児童の健康に関する研修を受講

第７ 児童Ａの死因について

１　聴き取り調査結果(救急隊員、死亡診断書作成医師、調査解剖担当法医学教授)【全面非公表】

２　児童Ａの死因についての考察

・調査解剖の結果は熱射病の疑いであった。目立った解剖所見はいくつか認められるも、いずれも熱射病で死亡したときに存在し得る病理所見ではあるが特徴的な所見ではない。他にも死因を確定するのに特徴的な所見がなかったことから熱射病が誘引となった急激な死亡であった可能性がある。熱射病が死亡原因であれば臨床経過が合致しないし、疫学的にも考えにくい。そこで当時の環境温も考慮して高体温になった理由は熱射病の可能性があるが、そこに何か特異的な素因が重なって筋肉細胞の急激な崩壊を来たした結果、致死性の不整脈を来たし、急激な心停止に至ったのではないかとの推測が可能と考えられる。

※〔熱中症と熱射病について〕熱中症とは、暑さによって生じる障がいの総称であり、熱失神、熱疲労、熱けいれん、熱射病の４つの病型を含む。そのうち、熱射病のみが命に係わる最重症型である。

第８ 児童Ａの熱中症につながった要因

１　個々の教員に熱中症の研修がされていないため、熱中症･暑さ指数の知識が不足し、熱中症回避のための適切な措置をとることができなかったこと

２　暑さ指数が、「危険」レベルにある場合には、運動を中止ないしは見直すべきであるという危機管理マニュアルの作成が指示されておらず、マニュアルが存在しなかったこと

第９ 事故の再発防止について

１　熱中症の予防策

（１）豊田市教育委員会は、豊田市立小中学校の全教員に熱中症についての研修を、遅くとも本年５月頃までには義務研修として受講させること

（２）豊田市教育委員会は、暑さ指数に応じて運動を中止ないし見直しをすることを内容とする危機管理マニュアルを作成し、遅くとも本年５月頃までにはこれを全ての豊田市立小中学校が遵守し運用することができる体制を確立すること

（３）豊田市教育委員会は、問診票の書式等を作成し、豊田市立小中学校がこれを利用し保護者の協力を得ながら登校した児童生徒の体調の把握に努める体制を確立すること

（４）複数配置の定数改善等により養護教諭を増員すべきであること

（５）豊田市教育委員会は、豊田市立小中学校が校外学習の際に保護者、地域住民等からボランティアを募り、多くの大人の目で児童生徒の安全確保を行う体制を構築すべきであること

（６）豊田市は、学校をはじめとする公共施設に対し、暑さ指数を自動配信するシステムを構築すべきであること

（７）豊田市は、児童生徒の健康安全を守るために、空調設備の設置等施設整備を推進すべきであること

（８）豊田市教育委員会は、豊田市立小中学校に対して、猛暑等を考慮した年間行事計画の見直しを図るよう徹底すること

２　児童の他の要因についての予防策

・死亡に至った経過に当日の暑さが影響したことは当然であろう。しかし、突然の心肺停止で発症し、さらに死に至る経過が非常に早く、熱射病としては非典型的である。当日の朝の健康観察でも特に問題がなかったこと、年齢ごとに行われた健康診断や学校の健康診断においても何ら異常を指摘されなかったことを考えると、一般的な熱中症予防対策および学校における通常の健康管理によって、今回の死亡に至る事故を防止することは困難であったと推察される。

・ただし、今年（平成３０年）の夏の記録的な猛暑のように、厳しい暑さが今後も予想されるため、学校行事の見直し、暑さに応じた柔軟な行事運営（中止、延期を含む）等の熱中症対策が必要である。熱中症の防止について教職員が十分な知識をもち、健康状態の適切な把握、症状が現れた際の対応について十分な体制整備が必要である。

（３）その他の調査・調整

申立案件及び発意案件の調査・調整のほかに、相談の一環として、相談者の困り感の要因がどこにあるのか、どこに働きかけることが有効かを探るために、相談者の同意を得た上で擁護委員や相談員が相談者以外の関係者に直接会ったり、電話で話したりすることがあります。事実確認をしながら、緊張した関係やもつれた関係の糸口を探し緩やかにすること、相談者や子どもが関係する人たちと建設的な対話をしながら解決を図るための環境作りをすることも、調査・調整活動として擁護委員の大切な役割の一つです。

また、いろいろな要因が複雑に絡み合っている案件（虐待、発達的なこと、不登校、いじめ、貧困等）は、学校や関係機関と連絡を取り合い連携しながら対応する場合もあります。

2021 年度に申立て・発意案件以外で実施した関係機関との調整活動や連携した案件は 8 件でした。

当該子ども	調査・調整の内容
小２男児	あいあい、学校教育課、学校との連携と情報収集
小３男児	子ども家庭課と連携
小５男児	児相との連携と情報収集
小６女児	次世代育成課と連携
中１男子	パルクからの情報収集
専門女子	若サポと連携
18 歳女子	若サポと連携
18 歳男子	学校、県教委特別支援課と連携

※内容の欄において、各機関の名称を略称にしています。

・あいあい　…　とよた子育て総合支援センター
・学校教育課　…　豊田市教育委員会学校教育課
・子ども家庭課　…　豊田市役所子ども家庭課
・次世代育成課　…　豊田市役所次世代育成課
・児相　…　豊田加茂児童・障害者相談センター
・パルク　…　パルクとよた　豊田市青少年相談センター
・若サポ　…　豊田市若者サポートステーション
・県教委特別支援課　…　愛知県教育委員会特別支援教育課

４　発意に基づく支援活動

2010 年の発意案件では、放課後児童クラブの制度改善の要請を行いました。これに対して豊田市次世代育成課から５年間、対応状況の報告を受けました。2015 年 3 月 30 日の報告確認書において、子どもの権利擁護の観点から、その後も各種研修やクラブ訪問の継続に取り組んでいただくことを要望しました。

次世代育成課が行う支援員研修やクラブ支援訪問は、クラブに参加する子どもたちの育ちを支えるために大切であることから、相談室としても協力や参加をしています。

（１） 支援員研修

2021 年度は集合しての研修は行われなかったため、各クラブに資料を配布し、クラブ内にて研修を実施してもらいました。

日程	研修内容
10 月	支援員研修資料（音声付き DVD） 「子どもの権利と放課後児童クラブ」　山田擁護委員

（２）支援訪問

日程	会場	事業者	クラブ名	参加者
10 月 22 日（金）	四郷小	振興会	たんぽぽ	山田擁護委員
10 月 29 日（金）	美山小	振興会	みやまっこ	山谷擁護委員
11 月　8 日（月）	寺部小	直営	あいあい	相談員
11 月 17 日（水）	浄水小	浄水まごころ	ふぁみりー	石井擁護委員

※事業者の欄において、名称を略称にしています。

・振興会　　…　社会福祉法人　大和社会福祉事業振興会
・浄水まごころ　…　一般社団法人　浄水まごころスクール

5　広報・啓発活動

相談室は、仕事の一つとして、「条例の普及及び子どもの権利の啓発に関すること」が定められています（豊田市子ども規則第 15 条第 2 項第 4 号）。豊田市子ども条例や子どもの権利を知ってもらうことはもちろんのこと、相談室のことを知ってもらうために、様々な広報・啓発活動を行っています。

（1）子どもへの広報・啓発活動

ア　カード・リーフレットの配布

相談室のことをより多くの子どもたちに知ってもらえるように、下表のとおり配布しました。

カードは、小中学校・高等学校・特別支援学校の全児童・生徒に配布しました。

〔カード〕

〔リーフレット〕

※印の学年については、リーフレットも全児童･生徒対象に配布しました。

配布対象	配布物
市内小学校 1 年生※	リーフレット・カード（黄色）
市内小学校 2 年生～6 年生	カード（黄色）
市内中学校 1 年生 ※	リーフレット・カード（白色）
市内中学校 2 年生・3 年生	カード（白色）
豊田特別支援学校小学部※	リーフレット・カード（黄色）
豊田特別支援学校中等部・高等部※	リーフレット・カード（白色）
市内県立高等学校	リーフレット・カード（白色）
市内私立高等学校	リーフレット・カード（白色）
県立豊田高等特別支援学校	リーフレット・カード（白色）

豊田市の学校では、子どもの虐待防止の観点から CAP プログラムを実施しています。その際に相談機関の一つとして、とよた子どもの権利相談室のカードも配布してもらっています。

※CAP＝Child Assault Prevention「子どもへの暴力防止」

イ　権利学習でクリアファイル・マスクケースを配布

権利学習に参加してくださった小学校５年生にクリアファイル、中学校２年生にマスクケースを配布しました。

〔マスクケース　表〕

〔マスクケース　裏〕

〔クリアファイル　表〕

〔クリアファイル　裏〕

ウ　掲示について

相談室の前には、ここよのことをよく知ってもらうために、様々な掲示がしてあります。「どういうことを相談するの？」「子どもの権利ってどういうものがあるの？」など、子どもにもおとなにも関心を持ってもらえるような掲示を心がけています。

エ　相談室だより

2020 年度より、子どもたちにより親しみを持ってもらえるように、お便りの名称を、相談室の愛称と同じ「こことよ」に変更しました。

小学校低学年向け「こことよ」と、高学年・中学生向け「こことよ」を、市内各小･中学校に例年通りの 6 月､10 月､2 月の年 3 回に配布しました。

2018 年度から､相談室の活動がより子どもに理解してもらえるように、相談室に相談してからの流れを載せています。

相談室だよりは相談室からのお知らせのほかに､擁護委員から子どもたちへのメッセージなどを掲載しています｡毎号掲載されるクイズ(答えは､子どもの権利や相談室に関することについて）が、子どもたちには好評なようです。

＜小学校高学年・中学生向け相談室だより　第３０号＞

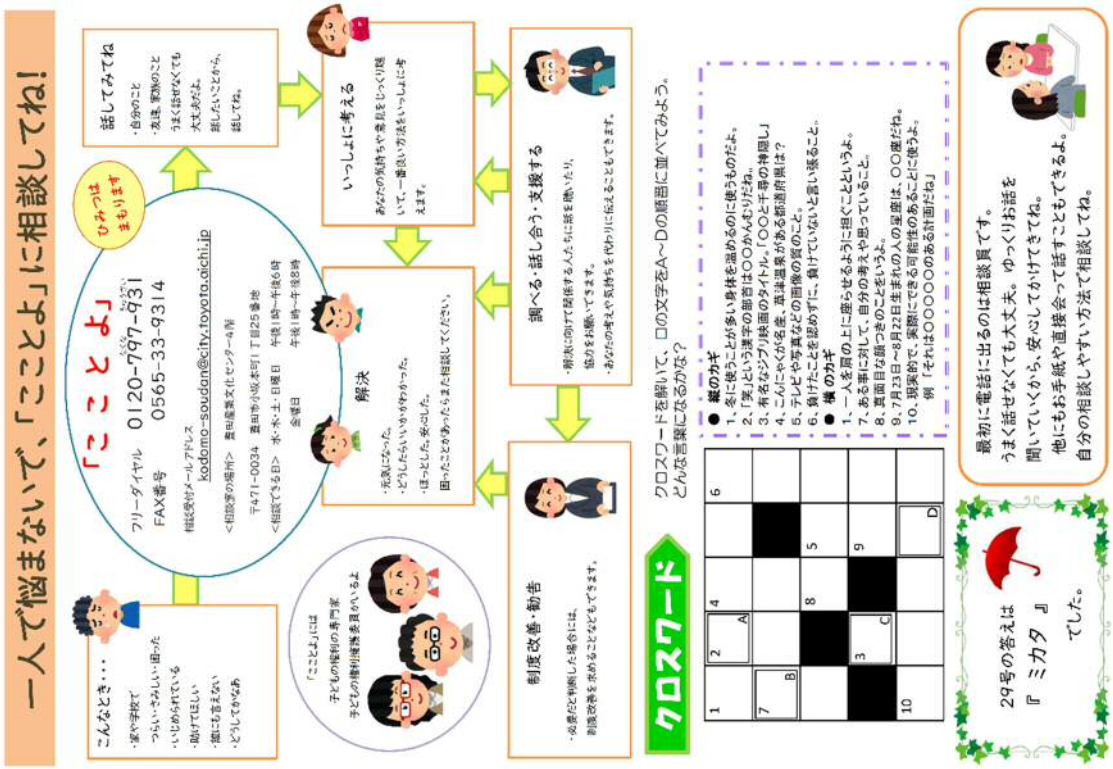

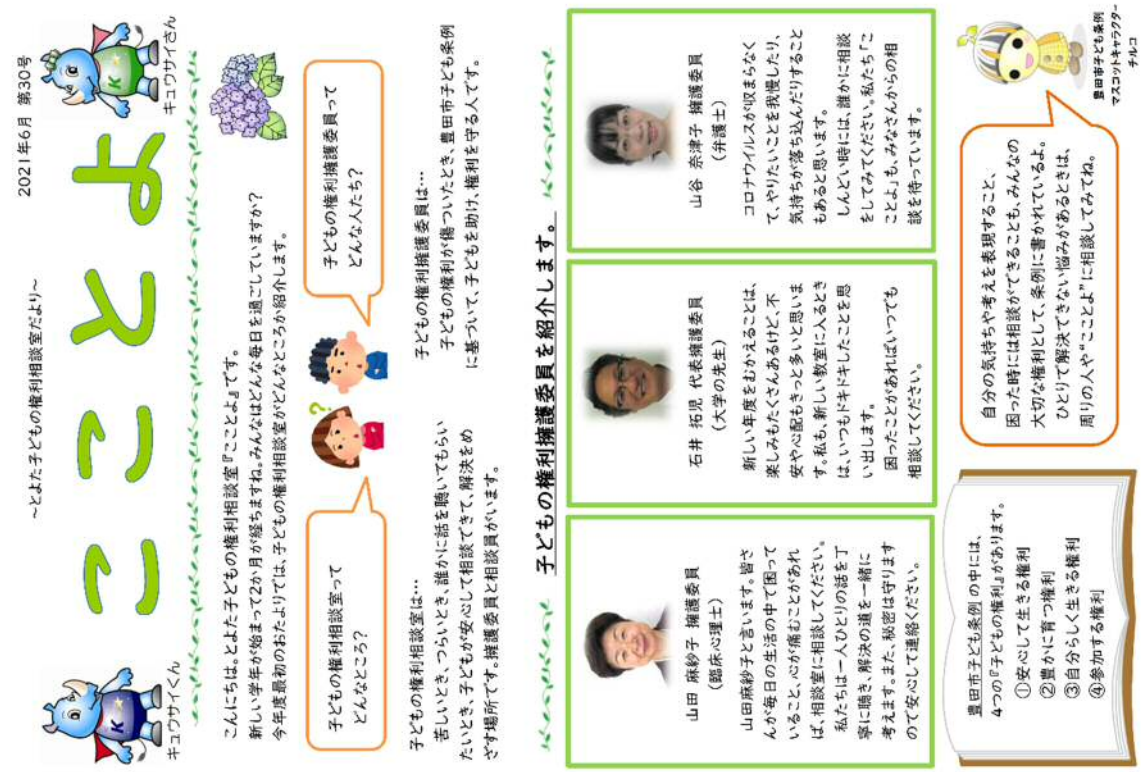

＜小学校高学年・中学生向け相談室だより　第３１号＞

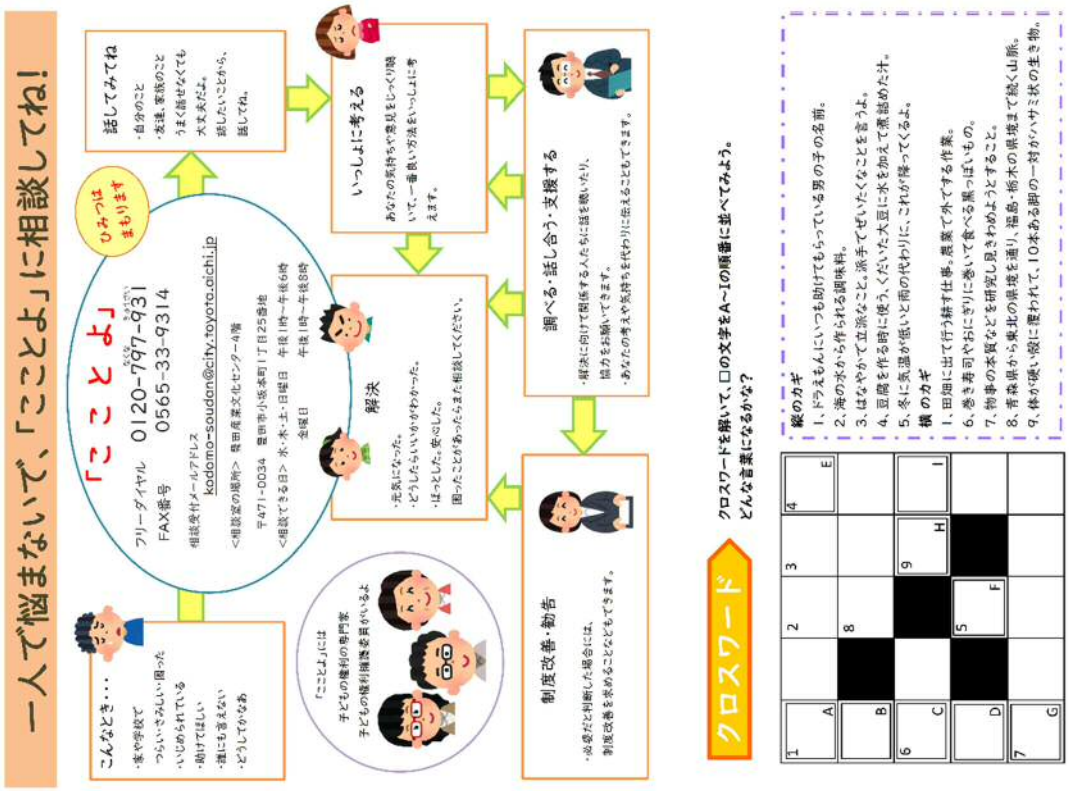

＜小学校高学年・中学生向け相談室だより　第３２号＞

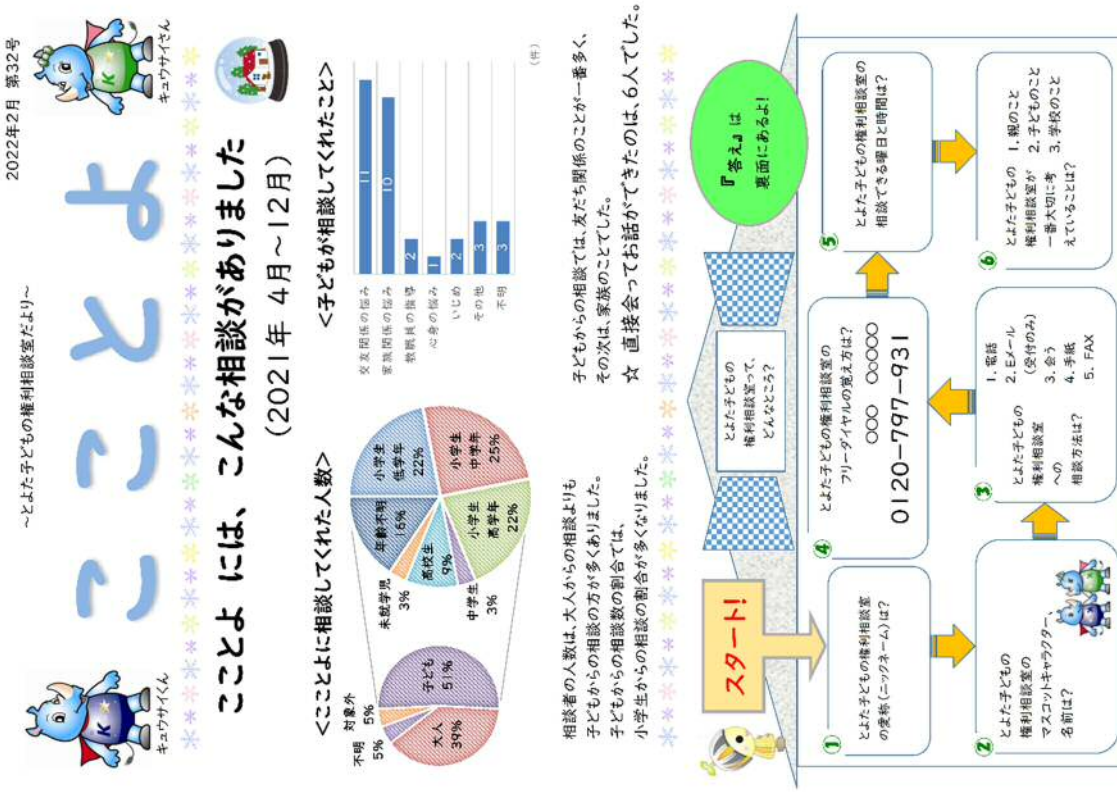

＜小学校低学年向け相談室だより　第２３号＞

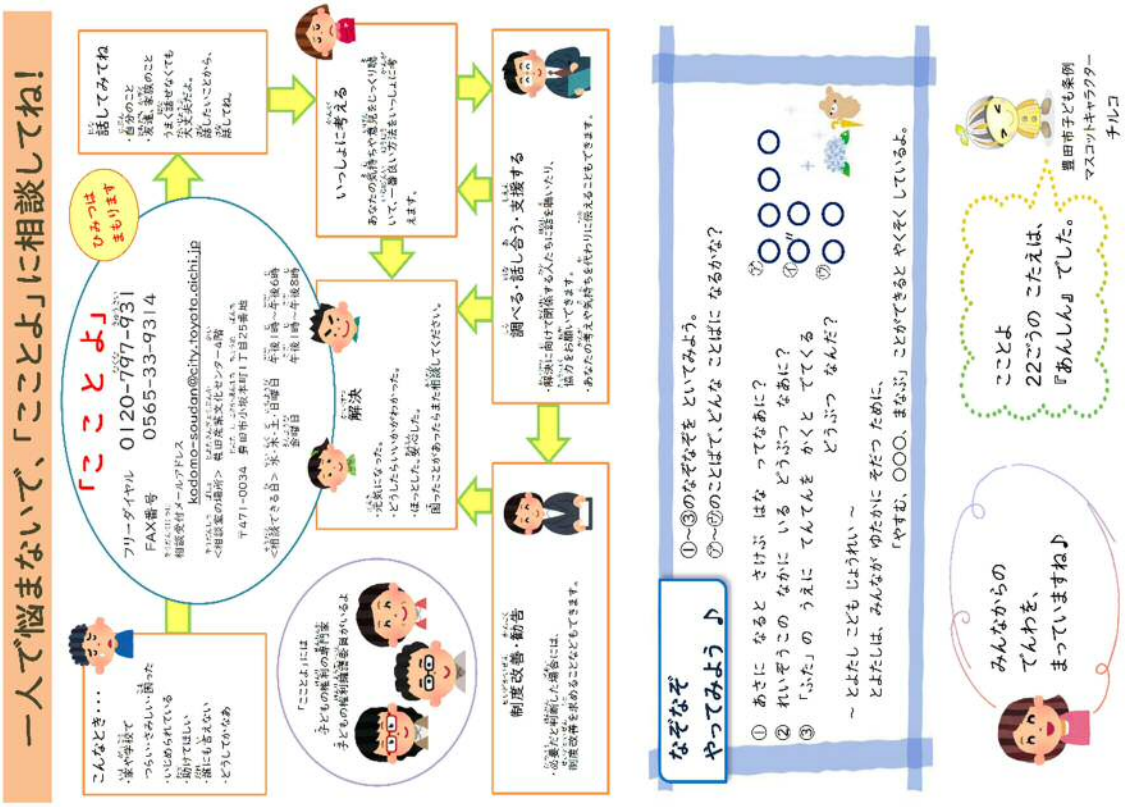

＜小学校低学年向け相談室だより　第２４号＞

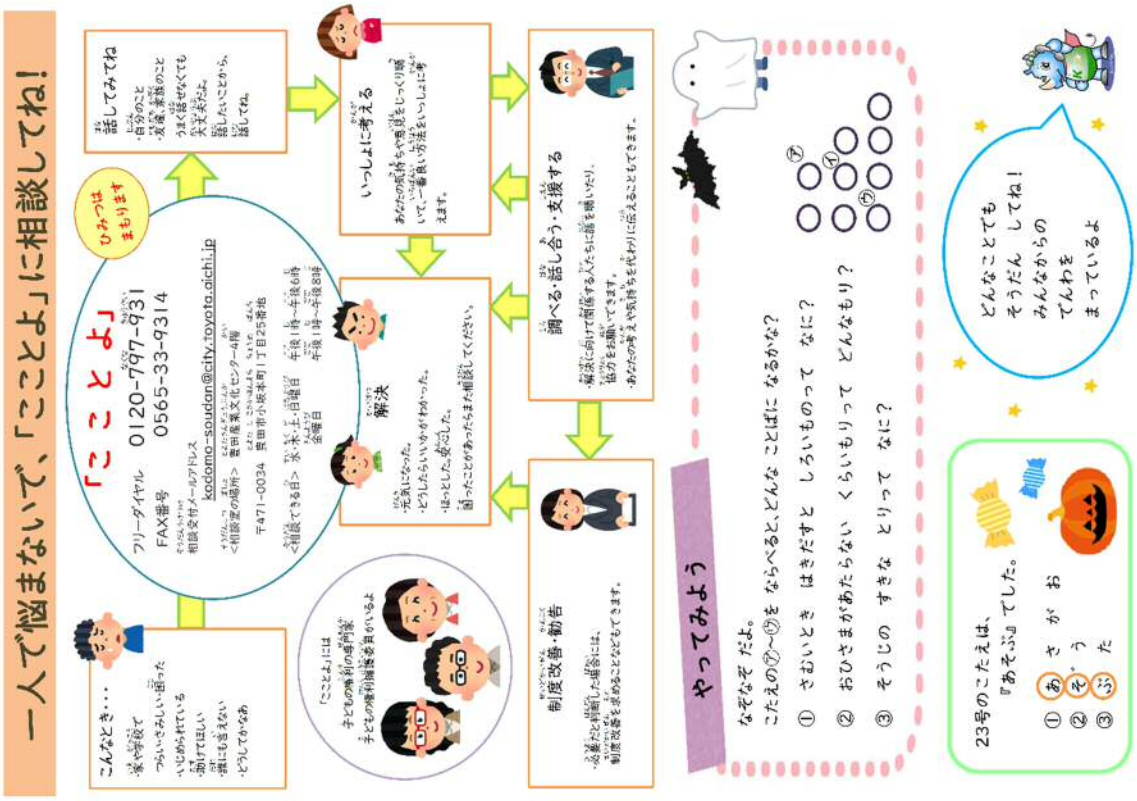

＜小学校低学年向け相談室だより　第２５号＞

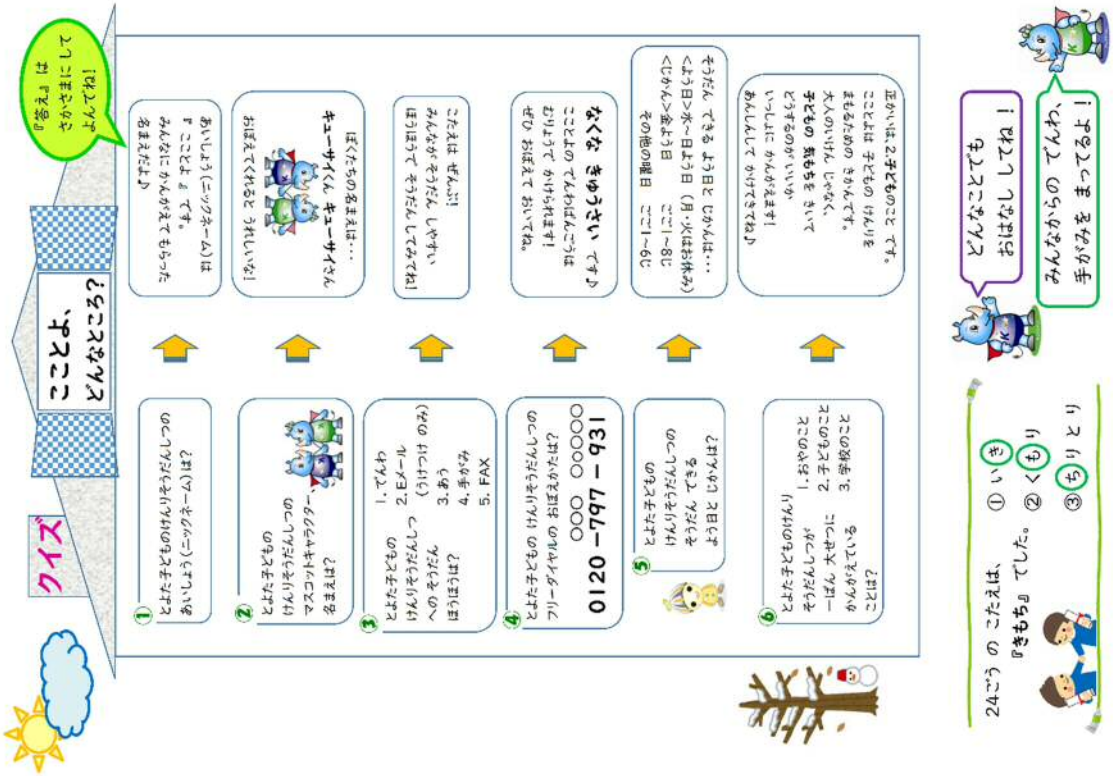

（２）次世代育成課事業への協力

豊田市次世代育成課が行う豊田市子ども条例や子どもの権利の啓発に関する事業に、様々な形で協力をしています。

ア　「権利学習プログラム」への参加

権利学習プログラムは、豊田市子ども条例と子どもの権利について子どもたちが学習するためのプログラムです。

とよた子どもの権利相談室は、豊田市子ども条例や子どもの権利について理解を深めてもらうことを目的に、小中学校の権利学習プログラムの授業に参加をしてきました。

2010 年度に 5 分程度で相談室の紹介をすることから始まったプログラムへの参加は、少しずつ講義形式や紙芝居等で 1 コマを受けもつことが増え、2017 年度後半からは各学年で行う子どもの権利擁護委員の授業内容を統一しました。相談室からの参加を希望する学校も年々増加してきました。2021 年度は新型コロナウイルス感染防止対策が引き続き徹底されている中、昨年よりも大幅増加の 32 校 139 クラスの権利学習に参加することができました。また、豊田特別支援学校小学部の権利学習にも参加しました。たくさんの子どもたちに直接会うことができ、また、参加した学校の先生方にも豊田市子ども条例や相談室について理解していただく機会となりました。さらに今年度は小学 3 年生、5 年生の権利学習後に振り返りシートを配布しました。授業の感想の他に、自由記述欄にて質問や相談のあった児童には、手紙で返信をしました。返信した児童数は、3 年生 106 名、5 年生 104 名です。

中学校では、「みんなが幸せになる約束」をテーマに、自分たちで条例を考えるグループワークが行われます。そこで出された意見を踏まえて擁護委員が豊田市子ども条例と権利について話をしました。様々な意見が出される中、自分たちで考えた条例を通して「自分にとって」と「みんなにとって」の両面から権利を考える機会となっています。

（中学２年生の授業の様子）

小学１年生では、授業の後半で豊田市子ども条例という約束があることや、困った時には相談をすることを中心に、相談員から話をしました。安心して話ができるところがあることを伝え、実際に電話をかける練習なども行いました。

（小学１年生の授業の様子）

小学３年生では、パワーポイントなどを使って、条例や権利について説明をしました。子どもたちにとって難しく感じる言葉も、日常の出来事と絡めて考えることで身近なものに感じられるよう工夫をしました。

（小学３年生の授業の様子）

小学５年生では、豊田市子ども条例の子どもにとって大切な４つの権利について、身近な出来事を交えて説明したあと、それぞれに守られていると思う項目にシールを貼るというワークショップ形式で行いました。自分たちの権利について、より具体的に考える機会になることを目指しました。

（小学５年生の授業の様子）

＜2021 年度　権利学習への参加実績＞

学校名	学年(クラス数)	相談室参加者
青木小	3 年生（3 クラス）	石井・山谷擁護委員、相談員 2 名
	5 年生（3 クラス）	石井・山谷擁護委員、相談員 2 名
石畳小	1 年生（1 クラス）	相談員 1 名
稲武小	1 年生（1 クラス）	相談員 1 名
	3 年生（1 クラス）	山谷擁護委員、相談員 1 名
	5 年生（1 クラス）	山田擁護委員、相談員 1 名
畝部小	1 年生（2 クラス）	相談員 2 名
	3 年生（2 クラス）	石井擁護委員、間宮専門員、相談員 2 名
	5 年生（2 クラス）	石井擁護委員、間宮専門員、相談員 2 名
梅坪小	1 年生（4 クラス）	相談員 4 名
	3 年生（3 クラス）	石井擁護委員、間宮専門員、相談員 2 名
	5 年生（3 クラス）	石井擁護委員、間宮専門員、相談員 2 名
追分小	1・2 年生（複式）	相談員 1 名
	3・4 年生（複式）	間宮専門員、相談員 1 名
	5・6 年生（複式）	間宮専門員、相談員 1 名
大畑小	1 年生（1 クラス）	石井擁護委員、相談員 1 名
	3 年生（1 クラス）	石井擁護委員、相談員 1 名
小渡小	1 年生（1 クラス）	相談員 1 名
	3・4 年生（複式）	山谷擁護委員、相談員 1 名
	5・6 年生（複式）	山谷擁護委員、相談員 1 名
九久平小	1 年生（1 クラス）	相談員 1 名
	3 年生（2 クラス）	石井擁護委員、相談員 1 名
幸海小	1 年生（1 クラス）	相談員 1 名
	3 年生（1 クラス）	相談員 1 名
	5 年生（1 クラス）	相談員 1 名
四郷小	1 年生（3 クラス）	相談員 1 名
浄水小	1 年生（4 クラス）	相談員 2 名
	3 年生（4 クラス）	石井擁護委員、相談員 2 名
寿恵野小 寿恵野小	1 年生（4 クラス）	相談員 2 名
	3 年生（3 クラス）	石井・山田擁護委員、相談員 2 名
	5 年生（3 クラス）	石井・山田擁護委員、相談員 2 名
竹村小	3 年生（4 クラス）	山谷擁護委員、間宮専門員、相談員 2 名
	5 年生（3 クラス）	石井・山谷擁護委員、相談員 2 名
童子山小	5 年生（3 クラス）	山谷・山田擁護委員、間宮専門員、相談員 2 名
巴ヶ丘小	5 年生（1 クラス）	木全専門員、相談員 1 名

中金小	1年生（1クラス）	相談員1名
	3年生（1クラス）	相談員1名
	5年生（1クラス）	相談員1名
中山小	1年生（4クラス）	相談員2名
	3年生（3クラス）	石井擁護委員、木全専門員、相談員1名
	5年生（4クラス）	石井・山田擁護委員、相談員2名
野見小	3年生（2クラス）	山谷・山田擁護委員、相談員1名
萩野小	1・2年生（複式）	相談員1名
	3・4年生（複式）	相談員1名
	5・6年生（複式）	相談員1名
花山小	1年生（1クラス）	相談員1名
	3年生（1クラス）	山谷擁護委員、相談員1名
	5年生（1クラス）	山谷擁護委員、相談員1名
冷田小	1年生（1クラス）	相談員1名
	3年生（1クラス）	間宮専門員、相談員1名
	5年生（1クラス）	間宮専門員、相談員1名
東広瀬小	1年生（1クラス）	相談員1名
	3年生（1クラス）	相談員1名
	5年生（1クラス）	相談員1名
東保見小	1年生（2クラス）	相談員2名
	3年生（2クラス）	間宮専門員、相談員2名
	5年生（3クラス）	石井擁護委員、大村・間宮専門員、相談員2名
東山小	5年生（2クラス）	石井・山田擁護委員、相談員1名
平井小	1年生（2クラス）	相談員2名
	3年生（2クラス）	石井擁護委員、間宮専門員、相談員2名
	5年生（2クラス）	石井擁護委員、間宮専門員、相談員2名
山之手小	5年生（3クラス）	石井・山田擁護委員、相談員2名
若園小	1年生（5クラス）	相談員2名
	5年生（4クラス）	木全専門員、相談員1名
豊田特別支援学校	小学部1年、2年、3年、5年（合同）	山谷擁護委員、相談員1名
稲武中	2年生（1クラス）	石井擁護委員、相談員1名
猿投中	2年生（5クラス）	山谷擁護委員、木全・間宮専門員、相談員1名
藤岡南中	2年生（3クラス）	山谷・山田擁護委員、間宮専門員、相談員2名

イ　中学校での子どもの権利啓発事業

2019年度からの新規事業として、子ども条例の正しい理解を深め、権利学習プログラムの効果を高めることを目的に「中学校での子どもの権利啓発事業」が始まりました。3年間ですべての中学校を対象に、教員向

け事前研修、全校講演、権利学習授業を実施するものです。

2020 年度は延期となりましたが、2021 年度は新型コロナウイルス感染防止対策をしながら Zoom 等による研修や講演が 9 校で実施されました。擁護委員及び専門員が教員向け事前研修と生徒向け全校講演について協力をしました。

＜2021 年度実施中学校＞

足助中学校、石野中学校、小原中学校、上郷中学校、浄水中学校、末野原中学校、高橋中学校、保見中学校、益富中学校

（教員向け事前研修）

（生徒向け全校講演の様子）

ウ　子ども会議

令和 3 年度第 1 回豊田市子ども会議（7 月）にて、子ども委員に対して石井擁護委員が「みんなで学ぶ子どもの権利 ～ひとりひとりがこの社会の主人公になるために～ 」と題して子どもの権利と尊厳について話をしました。

（第 1 回豊田市子ども会議、石井擁護委員講話の様子）

3 月に行われた令和 3 年度豊田市子ども会議活動報告会では、こことよ（とよた子どもの権利相談室）の紹介をしました。

（３）市民・大人への広報・啓発活動

ア　擁護委員だより

先生や子どもに関わる方々への啓発活動として、市内の小・中学校・高校･特別支援学校･子ども園･幼稚園の教職員、放課後児童クラブ支援員、人権擁護委員及び相談機関等に配布しました。

イ　掲載

毎月発行される広報とよたの相談窓口一覧、豊田市こころの健康相談窓口一覧、豊田市くらしの便利帳、豊田市子育て応援ハンドブック、豊田市家庭教育手帳（親ノート）に、子どもに関する相談機関として掲載されています。

ウ　その他

（ア）講師派遣活動

日程	対象者ほか	題目 講師
9月 9日	ボランティア連絡協議会 講演 （豊田市福祉センター）	「子どもの権利について」 山谷擁護委員
7月28日	保育士、幼稚園教諭 研修 （高橋コミュニティセンター）	「子どもの人権とは」 山谷擁護委員
12月14日	生徒 講演 （豊田高等特別支援学校）	「子どもの権利を学ぼう」 石井擁護委員
	教員 研修 （豊田高等特別支援学校）	「子どもの権利について」 山谷擁護委員

（イ）ホームページ

相談室の説明や擁護委員の紹介、相談室からのお知らせなどを掲載しています。擁護委員の写真も載せています。

また、相談室だよりのバックナンバーも見ることができるようになっています。

活動報告会などのトピックスはお知らせページに掲載し、随時、更新しています。

ホームページをご覧の際は、「とよた子どもの権利相談室」又は「ことよ」で検索してください。

（ウ）視察・取材

市内の各機関等から視察・取材を受けました。意見交換等も行うことができました。

また、学生の方々の見学や研究調査のための取材も受けました。

機関等	件数
行政機関	1 件
市民団体	1 件
月間情報誌	1 件
大学生	12 名
高校生	5 名

啓発カード配布のお願い

日ごろは、子どもの権利相談室の活動に対して、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

小・中・高、特別支援学校児童生徒のみなさんにカードを送付させていただきます。お手数ですが、配布をお願いします。

昨年度より、とよた子どもの権利相談室の愛称が「こことよ」になりました。この愛称には「子どもの心を豊かに」という意味が込められています。さらに選定に参加してくれた豊田市子ども会議の子ども委員により「ここにいるよ」「ここがあるよ」という意味を付加しました。

豊田市の子どもたちに、子ども条例と子どもの権利相談室のことを少しでも知ってもらうために、リーフレット・カードを効果的に活用していただきたいと思います。どのような内容のものか、子ども達と一緒にお読みいただければと思います。

≪配布する際に伝えてほしいこと≫

- 一人で悩まず、抱え込まずに、誰かに相談してほしいこと
- 保護者や先生方はもちろん、とよた子どもの権利相談室「こことよ」にも相談できること
- 秘密は守られること

擁護委員と相談室は、先生方とは、子どもにとっての「最善の利益」をともに考え、実現していく信頼しあえるパートナーでありたいと考えています。もちろん、保護者の方々、地域のみなさん、そして、当事者である子ども達とも、よい関係づくりをしていきます。

子ども達のしあわせのために、お忙しいなか恐れ入りますが、ご協力をお願いします。

とよた子どもの権利相談室　マスコットキャラクター
キュウサイさん・キュウサイくん

豊田市子どもの権利擁護委員
石井　拓児
山田　麻紗子
山谷　奈津子

発　行

とよた子どもの権利相談室
〒471－0034
豊田市小坂本町1-25
豊田産業文化センター4階
☎ 0565-33-9317
✉ kodomo-kenri@city.toyota.aichi.jp

子どもの権利 擁護委員だより

2021年3月に発表された警察庁の統計によると、2020年度の小中高生の自殺者数が、統計のある1980年以降で過去最多の499件にのぼったという報道がありました（中日新聞2021年3月17日朝刊）。報道では、主な自殺の原因としてうつ病などの精神疾患のほか、進路の悩みや学業不振が多くみられたということでした。自殺の統計は、遺族が自殺として届け出ないものも含まれるため、実際の数は500件を超える数字になるとみられます。この数は、決して小さなものではありません。

新型コロナウイルスの感染拡大のもと、私たちの日常生活は大きな変化を余儀なくされました。こうした大きな変化に対応することが難しい子どももいるでしょうし、何よりも、将来不安を鋭く感じ取った子どもも多くいるのではないかと推察します。あるいは、スポーツや音楽に打ち込んできた子どものなかには、大会やコンテストの中止によって、自分の人生を変えられてしまったと感じた子どももいるのではないでしょうか。

学校のなかで、感染防止対策を徹底することはとても重要なことですが、子どもたちの心配や不安に寄り添い、「心配しなくても大丈夫」「もう少しの辛抱だからがんばろう」というメッセージも必要であるように思います。人類の英知と科学への信頼を高めることは、学ぶ意欲にもつながるはずです。

代表擁護委員　石井　拓児
（名古屋大学教員）

昨年からコロナウイルス感染者数が増減を繰り返し、今（4月中旬）は更に感染が拡大し第4波と言われています。皆さん一人ひとりの日常生活も、以前と比べてだいぶ変わったでしょうね。家でも外でも学校でも、何も気にせずに友達や周囲の人たちと話をしたり、笑ったり、怒ったり、遊んだりといった皆さんたちにとって大切な行動が制限されています。1年以上コロナウイルス感染を気遣いながら暮らしていると、何となく心のどこかに将来への不安や生活への疲れ、気持ちが落ち込んで力が出なかったりすることが起こります。

何となく不安、何となく気持ちが重いといった心の状態は、原因がハッキリしないため、余計に不安が高くなると言われています。不安を感じたとき「こことよ」に相談してみませんか。子どもの権利擁護委員や相談員は、そうした皆さんの話をしっかり聴いて、不安の中身が何かを一緒に探り、どうしたらよいかを共に考えます。不安や悩みの正体を知ると、そこから解決の道筋が見えてきます。「幽霊の正体見たり枯れ尾花」という有名な例えにもある通りですね。

「こことよ」は「豊田市子ども条例」に則り、子ども一人ひとりを尊重し、子どもたち、ご家庭、先生方から子どもに関する幅広い相談を受け付けています。困った時には是非、お電話あるいは開室していることをご確認の上、とよた子どもの権利相談室「こことよ」をお尋ねください。

擁護委員　山田　麻紗子
（臨床心理士・公認心理師）

新型コロナウイルスの感染拡大がいまだ続いている中、教員のみなさんにおかれましては、日々の感染防止対策や各行事の開催方法の検討等、様々なご対応をされていることと思います。

子どもたちは、昨年度の休校措置が明けて学校に通えるようになり、表面上は普段と変わりなく過ごしているかもしれません。しかし、見えないところで、コロナウイルスの影響による疲れがたまっていたり、経済的な困窮などにより家族の関係に変化があって、家に居づらいなどの状況が生まれたりしている可能性もあります。全国的には、コロナに関するいじめや差別、教員の方からのコロナに関する不適切な言動もあると聞いています。

このような状況下で子どもたちが抱えているストレスが、これから表面化するおそれがあると思います。朝起きられない、大人に必要以上に気を使っている、常にイライラしているなど、小さな変化として現れるかもしれません。

子どもたちのストレスサインに気づかれた場合は、まず話を聞いて共感を示してあげてほしいと思います。そして、毎日の登校や感染対策など当たり前にできていることを評価していただければと思います。

「こことよ」は、子どもたちからのどんな相談でも受け付けています。相談先の1つとして、「こことよ」について子どもたちにお伝えいただけるとありがたいです。教員のみなさまとも、子どもの最善の利益を一緒に考え、連携させていただきたいと思います。

擁護委員　山谷　奈津子
（弁護士）

人間尊重の観点から校則・生徒指導の見直しをすすめましょう

豊田市子ども条例
マスコットキャラクター
チルコ

小学校でも中学校でも高校でも、校則や生徒指導のあり方が大きな関心を集めています

少し前、大阪府の公立高校に通う地毛が茶色の高校生が、学校から髪を黒く染めるよう繰り返し指導を受け、授業への出席を禁じられたことにより不登校となったとして、大阪府と高校を相手に損害賠償を請求する訴訟が起きました。また、最近でも、「ツーブロック禁止」の校則について、一般的な社会通念（社会的な常識）からして問題なのではないかということが話題になりましたし、直近の2021年3月には、川崎市で、小学校の「体操服の下は肌着禁止」とする指導をしている学校があるとして、SNS（会員制交流サイト）で批判が高まり、これをワイドショーがとりあげています。

下着の色の指定や髪の毛の整え方や結び方まで必要以上に「子どもの生活」を制限する校則について、「ブラック校則」との指摘がなされるようになってきました。この機会に、子どもの人権、子どもの人間尊重の観点から、今日の校則問題について少し考察を深めておきたいと思います。

厳しい校則や生徒指導が子どもの「自尊感情」に深刻な影響を与える可能性も指摘されています
―不登校の要因は、「いじめ」よりも「校則・生徒指導等」の方が多い―

文部科学省が毎年行っている「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、小中高の不登校生徒のうち、不登校の主たる要因もしくは主たる要因以外の要因として、校則等をめぐる問題を理由として挙げている児童生徒の数は、合計で5,572名となっています。じつはこの数字は、「いじめ」が要因となって不登校になった件数を大きく上回っています。理不尽な校則や生徒指導が、不登校の要因となりうるものであることを、よく理解することが大事です。

髪型や服装は、子どもにとって「自己決定」や「意思表示」をする大切な機会のひとつとなるものであることは言うまでもありません。そうした自己決定・意思表示に対し、過度の制約を加えることは、「自尊感情」を傷つけることにつながる可能性があります。とりわけ、中学生から高校生にかけて、自己決定に関する能力を飛躍的に拡大させ、また個性を大いに育んでいこうとする発達段階においてこそ、校則による制約を少なくすることが求められるはずですが、現実は逆であることの方が多いのではないでしょうか。過度な校則が、その校則を守らせるための生徒指導につながり、教職員の多忙化を導いているという指摘もあります。

各地の学校や地域で校則見直しの動きがすすんでいます

いくつかの学校や地域で、校則を見直す動きがでてきています。2020年3月27日付の朝日新聞では、佐賀県教育委員会が同月17日付で県立学校に通知を出し、校則の見直しについて話し合うよう指示を出したことを報じていますし、熊本市の教育委員会も、2021年3月に「校則・生徒指導のあり方の見直しに関するガイドライン」を作成し、各学校ごとに校則の見直しをすすめていくよう求めています。

なかでも最近注目されているのは、東京都千代田区の麹町中学校の学校改革です。同校の学校改革をすすめた工藤勇一校長は、『学校の「当たり前」をやめた。』（時事通信社、2018年）のなかで、着任以来、宿題や定期テストをなくしました。工藤校長は、子どもの「自律」と「尊重」が、何よりも大事だと述べています。「他律」とは、自らの意志によらず、他からの命令、強制によって行動することです。これに対して「自律」とは、他からの支配・制約などを受けずに、自分自身で立てた規範に従って行動することを意味します。もちろん、私たちが学校でも社会でも、集団で生活をする以上、約束やルールは必要です。けれども、「ルールだから守る」「校則だから守る」というだけでは、本当の自律とはいえないのです。

世田谷区立桜丘中学校も、校則や制服を廃止し（もちろん制服を着てもよい）、タブレット端末や携帯電話の学校への持ち込みを許可する学校改革をすすめています。西郷孝彦校長は、「法に触れないという最低限のルールを守ることを条件に、好きにさせてはどうかと思い、まず校則をなくしました（中略）面白いもので、枠が取り払われて自由になり、自分をちゃんと扱ってもらえるようになると、反発する生徒もだんだん少なくなっていった」（朝日新聞2018年12月2日付）と述べています。たいへん参考になります。

愛知県内の高校でも、「性の多様性」をふまえ、「制服選択制」にふみきる学校が増えてきています。ぜひ多くの学校で取り組みをすすめてほしいと思います。

校則・生徒指導の見直しを子どもたちとともに

どこの学校でも、ぜひいちど、今ある校則・生徒指導について検討をお願いしたいと思います。まずは、子どもの人権の観点から、権利侵害となるおそれのある校則が残されていないかどうか確認をお願いします。それから、子どもの成長発達の観点から、あるいは人間尊重の観点からも検討してみてほしいと思います。　次のような点を大事にするとよいでしょう。

校則・生徒指導の見直しにあたっての留意点

①校則・生徒指導のなかに不合理なものや時代にそぐわないものが
　含まれていないかどうかをもういちど確かめましょう。
　子どもの主体性や自尊感情を育むために、校則・生徒指導は必要最小限のものとしましょう。
②できる限り多くの教職員や子ども、保護者の意見を聞くようにしましょう
　（アンケートのほか、協議会をおくとよいでしょう）。
③子どもの意見を聞くときには、子どもに必要な情報を必ず提示しましょう。
④国連の子どもの権利条約（1989年）や豊田市子ども条例（2007年）も
　あわせて学ぶ機会にしましょう。
　校則のなかに「子どもの権利」を明記することも大事です。
⑤校則の策定や見直しに関する手続きも書きましょう。
　子どもの在校期間中に最低1度は校則の見直しの機会（権利）が与えられるべきです。

ぜひ校則・生徒指導の見直しを、子どもや保護者とともにすすめてほしいと思います。国連の子どもの権利条約（1989年）や豊田市子ども条例（2007年）は、「子どもの意見表明権」を大切にしていることとも大いに合致するからです。子どもや保護者のなかには、制服があったほうがいいと考える人もきっとおられるでしょうし、どうしても制服は嫌だと考える人もいます。この社会には、多様な意見や考え方で満ち溢れているということを知ることもまた、子どもにとっての大事な成長発達の課題です。多様な意見に触れたとき、きっとその子どもも保護者も「お互いの多様性を尊重し合う」ということの大事な意味を、深くつかむことができることでしょう。

校則・生徒指導について、ご意見、ご質問、ご相談をとよた子どもの権利相談室に是非お寄せください。

６　研究・研修・会議

（１）研究

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2020

※新型コロナウイルス問題のため、中止

（２）研修

ア　子ども家庭課合同研修

相談員が参加しました。

日時：2021 年　7 月 14 日（水）相談員 2 名参加
2021 年　8 月 25 日（水）相談員 1 名参加
2021 年　9 月 22 日（水）相談員 3 名参加
2022 年　1 月 13 日（水）相談員 1 名参加

会場：豊田市役所会議室

イ　パルクとよた公開セミナー

相談員が参加しました。

①内容：特別支援教育について（１）
講師：パルクとよた　特別支援教育アドバイザー　木村　豊　氏
日時：2021 年 6 月 25 日（金）　相談員 1 名参加

②内容：家庭教育について
講師：コミュニケーション講師　三森　啓文　氏
日時：2021 年 7 月 30 日（金）　相談員 1 名参加

③内容：いじめ問題について
講師：名古屋大学学生支援センター　准教授　杉岡　正典　氏
日時：2021 年 10 月 29 日（金）　相談員 1 名参加

④内容：不登校対応について（２）
講師：パルクとよた　青少年専門指導相談員　江口　昇勇　氏
日時：2021 年 11 月 26 日（金）　相談員 1 名参加

ウ　相談室内研修

（ア）擁護委員による相談員研修

①内容：校則・生徒指導をめぐる問題状況の広がりと私たちの相談対応の課題
講師：石井擁護委員

②内容：相談員の基本的知識等の振返りと学び・事例の検討（全 2 回）
講師：山田擁護委員

③内容：いじめ問題とその対応について
講師：山谷擁護委員

（３）会議

ア　擁護委員会議（子ども規則第６条）

必要があるときに代表擁護委員が招集し開催します。

	日　　時	主　な　議　題
第 1 回	4月13日(火)	パルクとよたとの意見交換
第 2 回	6月15日(火)	擁護委員だより発行について協議
第 3 回	7月 6日(火)	中学校権利啓発事業について協議
第 4 回	8月 3日(火)	中学校権利啓発事業について協議
第 5 回	8月17日(火)	中学校権利啓発事業について協議
第 6 回	9月 3日(金)	市長への 2020 年度活動報告及び意見交換
第 7 回	11月23日(火)	申立て案件について協議
第 8 回	2月10日(火)	申立て案件について協議

イ　ケース検討会議（原則第 1、第 3 火曜日）

擁護委員と相談員全員で意見交換をしながら、個々の案件について具体的な対応を検討します。

ウ　担当者会議（随時）

ケースの担当擁護委員と担当相談員が必要な時に話し合います。

エ　相談員会議（随時）

相談員全員で、案件に関する対応や相談室の運営について話し合います。

（４）外部委員等

ア　豊田市いじめ防止対策委員会

各回、山田擁護委員が参加しました。

＜第 1 回＞

日時：2021 年　5 月　（紙面開催）

＜第 2 回＞

日時：2021 年 10 月 12 日（火）14：30～16：00

＜第 3 回＞

日時：2022 年　2 月　（紙面開催）

イ　豊田市要保護児童・ＤＶ対策協議会

山田擁護委員が参加しました。

日時：2021 年　8 月 18 日（水）14：00～15：30

ウ　子どもにやさしいまちづくり推進会議

石井擁護委員が参加しました。

＜第１回＞

日時：2021 年　8 月　6 日（金）14：00～

エ　豊田市若者支援地域協議会

石井擁護委員が参加しました。

＜代表者会議＞

日時：2021 年　5 月 28 日（金）14：00～

7　擁護委員からのメッセージ

子どもの権利の観点から地球温暖化・気候変動問題を考える

豊田市子どもの権利擁護委員　石井　拓児

1．コロナ禍での子どものがんばりと子どもの権利

2019 年末に中国で広がった原因不明の肺炎は「COVID-19」（新型コロナウィルス感染症）と名付けられ、その後、世界中に拡散して感染爆発（パンデミック）を引き起こしました。感染は拡大と収束を行ったり来たりしながら、今もなお私たちは日常生活を取り戻すことができていません。「新しい生活様式」は、これに適応することが困難な人々もいるでしょうし、長期にわたって大きな経済的ダメージを受けている人々も決して少なくありません。

こうした状況のなか、子どもたちの学校や家庭や地域での生活もまた、大きく変容しました。マスクの着用によって子ども同士で表情を読み取ったり相手の気持ちを慮ったりすることが難しくなっています。個食による給食で、本来楽しいはずの食事の時間が奪われています。遠足や修学旅行、文化祭、運動会、さらには部活動といった学校行事は、子どもたちの仲間意識や自治意識、目標に向かって準備をすすめていく計画性といった力を育んだり、やり遂げたあとの達成感や自己肯定感を高めたりする大事な学校教育活動ですが、それらの活動も大きな制約を受け続けています。

昨年、私はこの欄で、子どもたちの将来不安が広がっているのではないかと問題提起をしました。その懸念はなおも解消されていないだろうと思われますし、もしかすると、いっそう増幅している可能性もあるのではないでしょうか。大人のみなさんとともに、子どもたちの困難や不安を読み解き、子どもたちの気持ちに寄り添いたいと思います。

こうしたなか、各地からは、子どもたちのがんばりが報告されています。突如として一斉休校が措置されるようになった 2020 年 4 月には、大阪の公立高校 3 年生がネット署名サイト（Change.org）で「日本全ての学校の入学時期を 4 月から 9 月へ」と呼びかけ、大きな反響を呼びました。理不尽な校則をめぐって高校生らがオンラインでの集会や座談会を企画したり、インターネットを通じてアンケートを実施し、文部科学省に「意見書」を提出したりするといった取り組みも報じられています。2021 年 11 月にイギリスのグラスゴーで開催された「国連気候変動枠組み条約第 26 回締約国会議（COP26）」には、多数の日本の高校生や大学生が参加しました。地球の未来、未来の社会のあり方に、多くの子ども・若者が強い責任感を持ち、行動しはじめています。

豊田市でも、2021 年度の「子ども会議」に、これまでにない数の子ども委員の立

候補がありました。制約の多い日常生活の中で、動き出してみたい、誰かといっしょに行動したい、自分らしく輝ける場所がほしい、そうした気持ちをもっている子どもたちがたくさんいるのだということが伝わってきました。

7月11日に開催された2021年度子ども会議のキックオフ集会には、私も参加し、子どもの権利と子どもの意見表明権についてお話をさせていただきました。2021年度の子ども会議のテーマは「SDGs（持続可能な開発目標）」でしたので、とりわけ地球の将来のあり方については、子どもたちにこそ決定権があるという点を強調しました。2022年3月13日に開催された2021年度最後の子ども会議で市長報告を行い、子ども委員による8つの活動報告「よりよい環境をつくるために私たち消費者ができること」「食品ロスを削減するために地産地消を拡げよう！」「みんなで食品ロス削減でお得に！」「『エシカル』な売買を広めよう」「ちゃぽっとの工夫を広めよう！」「循環型社会を目指すためには」「“自分たちにできる”SDGs～『食品ロス削減』と『リサイクル』で環境に優しい取り組みをしよう！～」「食品ロスと生ごみを減らす方法」が行われました。残念ながら都合により私はこの報告会に参加することができませんでしたが、発表資料は読ませていただきました。どの報告も、子どもたちの真剣な思いがぎゅっと詰まった力作ばかりでした。

そこで、本稿では、あらためて地球温暖化・気候変動問題について考察し、とくに子どもの権利の観点から少し課題を整理してみたいと思います。

２．地球温暖化・気候変動問題に取り組むことは子どもたちの未来を大きく左右する重要課題

（１）「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）による最新の研究知見の到達点

最初に確認しておきたいことは、今日引き起こされている地球温暖化は、二酸化炭素（CO2）やメタン（CH4）をはじめとする温室効果ガスの濃度上昇によるものであり、人間活動によって引き起こされたものであることはすでに疑いのない事実であるということです。これまで、こうした事実について科学的に明らかにすることは難しいとされてきましたが、過去から現在に至る世界の平均気温やその上昇傾向を測定する新しい方法が開発されるようになってきました。

私たちが気候変動に関する最新の研究成果を追いかけることはとても難しいことですが、「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）という国際的な専門家・研究者で組織する学術機関があり、地球温暖化・気候変動問題に関する最新の知見を集積して評価し、各国の対策や対応、政策のあり方について提言しています。この学術組織が発行している報告書やホームページを見ていただくと最も信頼できるデータを見ることができます。2021年8月に「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）が公表した最新の報告書『第6次評価報告書』は、きわめて重要な結論を導きました。すなわち、人間活動の影響で地球が温暖化していることについては「疑う余地がない」と結論したのです。

また、同報告書は、現在の気温上昇や海面水位の上昇は、「何世紀も何千年もの間、前例のなかったもの」であることや、猛暑・熱波や大雨、干ばつといった極端現象の原因も人間活動の影響によるものであることを明らかにしています。産業革命前までは 50 年に 1 度しか起きなかったレベルの極端な高温は、世界平均気温が１℃上昇した現在では4.8倍まで広がり、今後温暖化が２℃上昇した場合には、13.9倍の頻度で生じると指摘されています。

私たちが毎年夏に体験するようになった連日連夜の猛暑も、ゲリラ豪雨や巨大台風も、また豪雨による土砂災害も、地球温暖化の影響を受けていることはほぼ間違いがありません。今後、気温上昇がさらに進行すれば、極端現象が各地で頻発するようになり、自然災害の脅威が極めて深刻化するおそれがあります。

（２）今世紀半ば(2050 年)までの気温上昇を「２℃未満」に抑えられるかどうかが分岐点

「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）は、2050 年までに産業革命前からの気温上昇を「２℃未満」、できれば「1.5℃未満」に抑えることができるかどうかを重要な分岐点ととらえています。そして、温度上昇を 1.5℃程度に抑えるためには、世界全体で二酸化炭素（CO2）の排出量を実質ゼロにしなければならないと警告しました。

気温上昇をいかにして止めるか、このことは 2015 年の「パリ協定」でも大きな話題となり、温室効果ガスの削減に向けた国際的な約束を決め、各国で取り組みがすすめられてきました。しかし、2011 年から 2020 年の間で平均気温は 1.09℃上昇していることが分かり、気温上昇にはまったく歯止めがかかっていない現実が明らかになっています。

気温上昇は、とりわけ、干ばつ地域の広がる熱帯地方の人々や海面上昇の危機にさらされている島しょ部や海岸付近の人々など、世界各地で暮らしや生活を脅かしています。それだけではありません。写真や映像で見たことがある方もいるかもしれませんが、北極の氷山が融解してきたことによってホッキョクグマは生息地を失い、近年では人々の生活圏内に姿を見せるようになってきました。生物の多様性も失われつつあるのです。

さらに、シベリアの永久凍土が解けてしまうことにより、何万年もの間に封じ込められていた地中からは、未知の微生物が大量に空気中に放出されるようになります。私たちがまさに直面している新型ウィルスとのたたかいが、今後、高い頻度で人類を襲うことになると指摘する研究者もいます。

３．地球温暖化・気候変動と子どもの権利

地球温暖化・気候変動問題は、社会全体として取り組む以外に解決の方法がありません。2050 年までに気温上昇をいかにして食い止めるかは、まぎれもなく私たち

大人の重大な責任です。と同時に、地球温暖化・気候変動問題については、とりわけ子どもの権利との関係が強く意識される必要があると私は考えています。

子どもには意見表明権がありますが、いま起きている地球温暖化・気候変動問題の場合には、地球全体の未来のあり方を大きく左右し決定づけるものである以上、そして、未来の主人公は子ども（とその子どもたち）であることを考えれば、少なくともその選択権・決定権は子ども自身に委ねられていると言うべきであろうと思うからです。

子どもの権利の観点から、次の点を指摘したいと思います。

第一に、地球温暖化・気候変動問題に関する正しい情報を、学校でも地域でも、子どもたちにきちんと提供することが大事です。このとき、大人にとって不都合に感じるデータも含まれざるを得ないでしょう。例えば、自動車や火力発電所が出されている温室効果ガスの量はいったいどれほどの量になっているのか、事実を正確に伝えなくてはなりません。

学校では、子どもたちが地球温暖化や気候変動問題を科学的に理解することができるように、理科的な知識を丁寧にわかりやすく伝えなくてはなりませんし、地球の裏側でどんなことが起きているのか（地理）や産業革命によってなぜ二酸化炭素の排出量が増加したのか（歴史）といった社会科的な知識も大事になります。私たちの社会や政治の仕組みを知ることも（公民）、たいへん重要であることは間違いありません。

そのうえで、第二に、地球温暖化・気候変動問題に関して子どもの意見表明の機会を積極的につくりだすことです。学校でも地域でも、そして政治的な決定の場面でも、あらゆる機会にこの問題を協議する場を保障する必要があると思います。

私たちに残された時間は決して多くありません。多くの子どもたちがそのことを知り、行動し始めています。子どもたちの真剣な思いを受け止め、子どもたちの勇気ある行動を励まし、子どもたちとともにこの人類的課題を解決していかなくてはなりません。

（いしい　たくじ　名古屋大学）

昭和50年代・60年ころに非行少年と呼ばれた
子どもたちと子どもの権利
ー当時は気付かれなかった背景に子ども虐待ー

豊田市子どもの権利擁護委員　山田　麻紗子

はじめに

登場する少年たちは、いずれも今から40年くらい前に家庭裁判所に送致され、当時家庭裁判所調査官（以下「調査官」）であった筆者が担当し、在宅試験観察（後述参照）でおよそ半年以上1年間未満の付き合いのあった中学生たち、いわゆる「非行少年」と呼ばれていた人たちです。当時は、中学2年生頃から眉毛を剃り、次に頭髪を染める。その後家出、怠学、万引き、シンナー吸入などの非行を重ね、中には校内暴力、恐喝等にエスカレートする少年もいました。学校を訪問すると午前中から爆竹が鳴ったり、授業をエスケープする彼らを先生たちが追いかけたりするなどの光景は、珍しくありませんでした。

学校や地域では彼らに対し、「悪いことばかり繰り返す。他の生徒たちに悪影響がある。少年鑑別所、少年院に入れてほしい」と望む教員や大人たちが、状況を理解し彼らの気持ちに寄り添うよりも、はるかに多かったように思います。

40年近い歳月を経ていますので、今彼らの当時の状況を振り返って少年たちの非行の背景にある実態、教員たちが彼らの背景や言葉に耳を傾ける等の指導姿勢に変わって行ったこと、それらの変化が少年たちのその後の更生につながっていった可能性を、子どもの権利の視点も入れて考えてみたいと思います。

１．A君たちのとの出会い

ここではA君、B君に登場してもらいます。と言っても、A君、B君は個人情報保護のために、当時の少年たちの特徴や社会状況を損なわないように創作した中学生たちです。最後に登場するC君も同様です。

A君は早く母親が病死し、父親に育てられました。父親は県外の出身、身近に手を貸してくれる家族や親族は、一人もいませんでした。父親の仕事は三交代制から、中学生になったころには二交代制になりました。また、年の離れたきょうだいは地元の高校を卒業後進学し、家を離れて行きました。そのため父親が夜間勤務の期間には、A君はひとり家で過ごすことを余儀なくされました。学校では話が合い、付き合って面白い先輩や同輩に惹かれるようになって行きました。その背景には孤独や寂しさがあったのでしょう。

B君は地元の貧しい家庭の出身で、粗末な家で両親、年上のきょうだいたちと一緒に暮らしていました。地域からは差別を受けることも少なくなく、辛い経験を重ねていました。優しい母親は、B君の幼いころから病いを患うようになり、入退院を繰り返していました。それもあって父親は不憫に思い、他のきょうだいのよ

うな厳しい躾をB君にはしませんでした。中学生になると、A君同様にきょうだいたちが就職等で皆家を出、寂しい生活を強いられました。学校では、声を掛けてくれる先輩や同輩と交わり、徐々に問題行動をするようになり、父親の暴力が激しくなるにつれて非行に触れるようになって行きました。

A君の父親は放任主義で「放っておいても子どもは育つ」と、生活上やむを得なかった事情もあったのでしょうが、日常生活を変えることもなく、学校からの呼び出しにも応じませんでした。そのため、A君宅は父親が夜勤期間は、いわゆる「問題生徒」と呼ばれていた少年たちのたまり場になりました。

B君の父親は、実直な人柄で「息子が学校に迷惑を掛けているのは、甘やかして育てた自分の責任だ」とB君に厳しく接するようになり、時々顔や身体に痣や傷を作るほどの体罰を行いました。父親を止める人は誰もいず、父親が厳しくすればするほどB君は反発して家出を繰り返し、自らも非行をするようになって行きました。

また、当時は生徒の指導に殴る、蹴る、罵声を浴びせて抑えつける等の暴力や暴言、不適切な指導をする教師も珍しくない時代でした。

2人とも中学3年の夏休みを過ぎたころには、何度目かの警察での取り調べの後、少年司法の手続きにより検察庁を経て、家庭裁判所に送致され、少年鑑別所に措置されました。家庭裁判所では、担当調査官の調査の後で審判が開かれ、裁判官から試験観察が少年・保護者に告げられました。

試験観察は、少年法の特徴を示す独特の制度で、少年を直ぐに少年院に送致するのではなく、しばらくの間家庭に少年を戻して、保護者や学校、地域等の協力の下に、社会内で少年たちが非行から立ち直る可能性を確かめるための措置で、最終処分を保留して中間的な処遇として行うものです。試験観察の間担当調査官は、少年の立場に寄り添って、概ね2週間に1回ずつA君、B君と親御さんに面接、月1回か2ケ月に1回程度学校訪問や学校長・担任に面接してその後の経過や様子を確認したり、少年・保護者・学校と共に一緒に困った問題を考えたり、必要な助言や少年と学校間、少年と保護者間などの調整活動などを行います。この制度で非行を卒業した少年は、その後社会での生活に適応しやすくなります。と言うのも少年院に入院すると仮退院後周囲からマイナスのレッテルを貼られてしまうこともあり、その後の生活が困難になる場合が少なくないからです。また、社会内で更生する過程の中で、少年自らが自主的に適応する力を身に付けますので、家庭裁判所の手を離れても更生が継続します。

2．試験観察中の状況

A君、B君ともに在籍する中学校や家庭での問題が解消され、順調に行ったわけではありません。ですが、家庭に居場所のない彼らの寂しさ、「腐ったミカンは早く取り除け」といった暴力的で排除型の学校指導から受ける傷つきを彼らの身近にいる教員や担当者である筆者が理解するとともに、彼らの言葉に耳を傾ける教

員とのつながりや励まし、保護者の変化等に気が付き始めると、彼らは以前のような恐喝やシンナー吸入等の非行を減少させ、徐々に行動が怠学・家出等に絞られるようになりました。また、3学期になるとそれぞれ就職を決め、卒業しました。その時の学校側の安堵感や喜び、A君は卒業式の直前に、雇用主に伴われて筆者に就職の報告に来てくれたことなどが、思い出されます。

３．A君・B君の当時の状況と子どもの権利

この当時の社会には児童虐待への認識や理解はありませんでした。現在の児童虐待防止法（略称、正式には「児童虐待の防止等に関する法律」）が成立したのは、2000（平成12）年5月ですので、はるか後になります。ご承知のように、児童虐待防止法は第一条で「児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに～」と、子どもの権利を著しく侵害するものと明記しています。また、第二条では「児童虐待を身体的・性的・ネグレクト・心理的虐待」と4つに分類し、それぞれを定義しています。更に、第三条では「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」と、明確に禁止しています。2人の当時置かれた状況をこの法律に沿って考えてみたいと思います。

A君は幼い時に母親が病死して以来、父親が夜勤の期間はきょうだいと二人だけで過ごし、中学校入学後は一人で過ごさなければなりませんでした。身近に気遣ってくれる家族や親族はなく、父親は放任主義でしたので、この状態は、明らかにネグレクトに相当します。現在であれば、児童相談所や市町村の子ども家庭課などが相談に乗ったり、事情を調査したりしてA君の本心に心を寄せ、心身の成長や人格形成に悪影響が出ないよう必要な支援の手を差し延べてくれます。

B君は直接的には父親が躾として行う体罰に反発を強め、父親の望まない問題行動や非行を広げて行きました。彼も本当は、母親やきょうだいたちに甘えられずに寂しくてたまらなかっただけなのかもしれません。父親はそれを理解するよりも、激しい暴力を用いることでB君の行動を強引に変えさせようとしました。これは、B君の立場から見ると、身体的虐待と本心を力で押さえつけられている心理的虐待に相当します。現在であれば児童相談所は、B君を一時保護して直ちに安心で安全な場所に移した後、家庭の支援にも手を差し伸べ、B君が正直な気持ちを言葉にし、生活できるよう関わってくれるでしょう。

体罰については、2020（令和2）年4月から児童福祉法の改正により「親は子どもの躾のための体罰を禁止」され、今年4月からは民法からも「親の子どもへの懲戒権が削除され、体罰禁止」が明記されました。

加えて、暴力的で「腐ったミカンは早く取り除け」といった排除型の学校の生徒指導にも、明確な批判の声が上がるでしょう。今年4月に発表された文科省の「生徒指導提要の改訂にあたって」の中間報告では、「生徒指導の基本は『子どもの成長を促す支援』、そのために『子どもの権利の尊重』」が挙げられています。

４．その後の出会いが教えてくれるもの

出会いから10数年後に偶然電車の中で再会したB君は、中学校時には前述したとおり家出、シンナー吸入、校内暴力等を繰り返していた少年でしたが、傍らの妊娠中の妻をさりげなく紹介する落ち着いた青年になっていました。思わぬ再会にB君は当時を思い出したのか、目に涙を浮かべ、筆者も胸が熱くなりました。また、A君、B君とは離れた地域の番長だったC君はその後4人の子どもの父親になり、従業員には面倒見の良い親方として、業界内の信頼も厚い青年実業家に成長しました。苦労を掛けた両親にとっても優しい息子になっています。当時を思い出した母親が「毎日のように人に迷惑を掛けるあの子を、何度殺そうと思ったか分からない」と、数年前手紙で教えてくれました。このような後の彼らとの出会いは、こころに深く残る思い出を作ってくれただけでなく、少年たちの可能性の大きさ、彼らの持つ力の確かさを具現化してくれています。

当時児童虐待が子どもの人権を著しく侵害し、子どもに多大な悪影響を与えるものであるという理解が社会に広まり、児童虐待防止法や子どもと家庭への支援体制があったならば、A君もB君、そしてC君もその人生が大きく変わっていたと思います。非行少年と呼ばれる中学生にはなっていなかったのではないでしょうか。

（やまだ　まさこ　臨床心理士）

「子どもの権利」をもっと広く知ってもらうために
―「権利学習プログラム」に参加して見えてきたもの―

豊田市子どもの権利擁護委員　山谷　奈津子

１．はじめに

子どもの権利擁護委員として活動して、１年半が経ちました。
その間、子どもたちや保護者の方から様々な相談を受けてきましたが、子どもたちがまだまだ大事にされていないと感じています。特に、子どもにも権利があるという当然のことについて、十分に理解が広まっていないと感じることが多くあります。

擁護委員に就任してから、豊田市次世代育成課が行っている「権利学習プログラム」や中学校での子どもの権利啓発事業に参加してきました（詳細は 43～47 ページを参照してください）。その中で擁護委員として感じたことや子どもの権利を巡る現代の問題点等について、考えてみたいと思います。

２．「権利学習プログラム」に参加して

擁護委員は、小学３年生、小学５年生、中学２年生の権利学習プログラムに参加します。

（１）小学３年生向け

小学３年生には、パワーポイントを使って、子どもの権利や豊田市子ども条例について説明をします。
「権利」は、目に見えるものではないですし、抽象的なものなので、子どもたちに伝えるのはとても難しいです。大人が「権利」と聞くと、何かを一方的に強く主張するようなイメージを持ちがちですが、そうではなく、「権利」と「人権」はほぼ同じような意味のもので、人が生まれただけで持っている、かげがえのない１人の人間として尊重されることをいいます。

子どもたちに「権利」を具体的に実感してもらうために、豊田市子ども条例の書かれている４つの権利（安心して生きる権利、自分らしく生きる権利、豊かに育つ権利、参加する権利）を説明し、みんなはどんなときに安心できるかな？どんなときに自分らしいと思えるかな？ということを考えてもらいます。子どもたちからは、ゲームをしているときが一番自分らしい、家で自分の部屋にいるときが一番安心できるなど、いろいろな意見が出ます。自分にはたくさんの権利が保障されていて、自分は大事にされるべき存在なんだということを子どもたちに伝えられたらと思っています。

授業後のアンケートを読むと、自分に「権利」があるということをはじめて知ったという子がとても多いです。自分に「権利」があることを知ることによって、他の人にも同じように権利があることや、他の人の権利を守らないといけないことなどがわかると思うので、「権利」について知ってもらうことは非常に重要だと考えています。

そして、もし自分の権利が１つでも守られていなかったら、ぜひ周りの大人に相談してほしいということも子どもたちに伝えています。ここよとも相談を待っているということを伝えると、権利学習のあと、実際に相談の電話をして

くれる子がいます。これからも、子どもたちと一緒に、権利を回復するためにはどうしたらいいかを一緒に考えていけたらと思っています。

（２）小学５年生向け

小学５年生では、より具体的に豊田市子ども条例の４つの大事な権利について、説明をしています。例えば、豊田市子ども条例には、差別を受けない権利が規定されていますが、差別とは具体的にどういうことかということを子どもたちに考えてもらいます。

差別とは、自分の力ではどうしようもないことで区別することであることを説明したあと、例えば男の子だから泣いちゃダメ、女の子だからおしとやかにしていなさい、と言われたことがある人？と聞いてみると、半分くらいの子どもたちが手を挙げることもあります。これを読んでいるみなさんも、男だから、女だから、と無意識に言ってしまったことはないでしょうか。男の子で生まれるか、女の子で生まれるかは、自分の力ではどうしようもできないことなので、男だから女だからといって区別することは差別に当たります。

また、近年一般に広く認知されてきたＬＧＢＴＱ（性的マイノリティ）の問題についても、差別されない権利を説明するときに考えてもらうことにしています。自分が生まれもったものを理由に差別することはもちろん許されませんし、どんな自分でもありのままの自分でいいということを伝えられたらと思っています。特に、中学生になると制服の問題があり、男子は詰襟、女子はセーラー服しか選べないといったこともいまだ多く、このような制服の在り方を見直そうという動きが出てきています。ＬＧＢＴＱの観点から女子であってもズボンが選べるように、また男子がスカートを選んでもいいようにするなど学校も意識改革が必要だと思います。

また、ヤングケアラー（本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと）の問題についても、最近特に耳にするようになりました。ヤングケアラーは、豊田市子ども条例が規定する遊ぶ権利、勉強する権利、休む権利、夢に向かって何度でも挑戦する権利など様々な権利を奪われていることが多いです。子どもたちに権利を知ってもらい、今まで当たり前のように家族のお世話をしないといけないと思っていたけれど、自分の権利が守られていないんだ、ということに気づいてもらい、周りの大人に相談するということにつないでもらえればいいなと思っています。
周りの大人も、子どもが自分らしく生きられる環境を守るために、行政などと連携して、支援の体制を整えることが重要だと思います。

（３）中学２年生向け

中学２年生では、先生から権利や豊田市子ども条例の説明を受けた後、みんなが幸せになるための約束事を自分たちで考えるというワークショップを行います。

子どもたちは、宿題をなくす、好きな教科を選択して勉強する、校則をなくすなど、いろいろなことを考えてくれます。宿題をなくすことによって、休む権利が守られるね、でももしかして宿題をやりたい人もいるかもしれないから、その人たちへの配慮も必要だね、というように、自分のどの権利が守られるのかを第一に考え、その上で他の人の権利が害される場合もあるからそのときは

調整や配慮が必要だということを伝えられればと思っています。

３．「権利学習プログラム」に参加して見えてきたもの

上記のように、「権利学習プログラム」を通じて、たくさんの子どもたちに権利について知ってもらう機会を持っていますが、すべての学校で擁護委員が授業をできているわけではないのが現状です。

「権利学習プログラム」に参加して見えてきたものとして、一つめには、より多くの学校に擁護委員が赴き、直接子どもたちに権利について伝えられることが大切と考えます。

また、二つめとして、子どもだけでなく、大人に対して子どもの権利について学んでもらうのが非常に重要だと思っています。豊田市子ども条例は２００７年に制定されましたが、大人のみなさんが子どもの頃にはまだこの条例はなかったので、ある意味子どもたちのほうが条例について詳しいかもしれません。

子どもに「権利」があることを学び、すべての場面において、「子どもの権利を守る」ということを念頭に置いて子どもに接すれば、おのずと子どもへの声かけや対応の仕方が今までとは違ってくるのではないかと思います。そういった意味では、三つめとして、学校の先生方にも子どもの権利について知ってもらうことは重要と考えます。

現在、中学校の先生方向けに権利啓発事業を行い、豊田市子ども条例の説明や子どもの権利に関するワークショップを行っています。学校における子どもへの不適切な対応について、こことよにも毎年相談があります。先生方と一緒に、子どもにとって最善の利益とは何かを考えていければと思っています。

こことよでは、一般の大人の方向けにも、子どもの権利についての講演や研修を行っています。ご興味のある方は、豊田市次世代育成課を通じてお申し込みください。

（やまたに　なつこ　弁護士）

＜参考資料＞

・豊田市子ども条例

・豊田市子ども規則

・2021 年度　擁護委員・相談員・室長　名簿

〇豊田市子ども条例

平成１９年１０月９日

条例第７０号

改正　平成２５年６月２８日条例第３５号

平成２６年１０月１日条例第４７号

平成２７年３月２６日条例第１８号

目次

前文

第１章　総則（第１条～第３条）

第２章　子どもにとって大切な権利（第４条～第８条）

第３章　家庭、育ち学ぶ施設及び地域における権利の保障（第９条～第１１条）

第４章　子どもにやさしいまちづくりの推進（第１２条～第２０条）

第５章　子どもの権利の侵害に対する救済と回復（第２１条～第２６条）

第６章　子どもに関する施策の推進と検証（第２７条～第３０条）

第７章　雑則（第３１条）

附則

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが独立した人格を持つかけがえのない存在であり、自らの力で未来を切りひらく主体です。このため、子どもの心と体が大切にされなければなりません。子どもと子ども、子どもと大人とが、育ち合い、学び合う関係の中で、発達が保障され、社会と文化の創造に参加する機会が与えられなければなりません。

大人は、子どもとふれあい、子どもの声を聴き、子どもと共に生きることによって、喜びと夢を分かち合うことができます。子どもは、地域の宝であり、社会の宝です。保護者や、子どもにかかわる仕事や活動に従事する大人だけでなく、すべての市民が子どもに対する責任を負っています。このため、社会全体で、子どもと直接向き合う大人への支援と子どもが育つ環境づくりを進めなければなりません。

子どもにやさしいまちは、すべての人にとってやさしいまちになります。子どもが夢をかなえることができるまちは、すべての人にとって希望のあふれるまちになります。私たちは、子どもと大人が手をつなぎ、子どもにやさしいまちづくりをめざします。

私たちは、こうした考えのもと、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくり

を進めることを宣言し、ここに豊田市子ども条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合う仕組みを定めることにより、子どもが幸せに暮らすことのできるまちを実現することを目的とします。

（定義）

第２条　この条例で「子ども」とは、１８歳未満の人をいいます。また、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人を含みます。

２　この条例で「育ち学ぶ施設」とは、子どもを対象とする学校教育施設、社会教育施設、児童福祉施設などをいいます。

３　この条例で「事業者」とは、事業活動を行うすべての人や団体をいいます。

（責務）

第３条　保護者は、子育てについての第一義的責任を持ち、子どもの年齢や発達にふさわしい環境の下で子どもを育てなければなりません。

２　市は、保護者が子育てについての第一義的責任を遂行するために必要な支援をしなければなりません。

３　市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの権利を保障し、お互いに協力して子どもの育ちを支え合わなければなりません。

４　市は、国や他の公共団体などと協力して、市の内外において子どもの権利が保障されるよう努めなければなりません。

第２章　子どもにとって大切な権利

（子どもの権利と責任）

第４条　子どもは、あらゆるとき、あらゆる場所において、この章に定める権利が特に大切なものとして保障されます。

２　子どもは、自分の権利を大切にするよう努めなければなりません。

３　子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他者の権利を尊重するよう努めなければなりません。

４　子どもは、子ども同士や大人との間でお互いの権利を尊重し合うことができる力を身に付けるために必要な支援を受けることができます。

（安心して生きる権利）

第５条　子どもは、安心して生きるために、次のことが保障されます。

（１）命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。

（２）愛情と理解をもってはぐくまれること。

（３）年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。

（４）平和で安全な環境の下で生活すること。

（５）健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。

（６）あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。

（７）困っていることや不安に思っていることを相談すること。

（８）いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。

（自分らしく生きる権利）

第６条　子どもは、自分らしく生きるために、次のことが保障されます。

（１）ありのままの自分が認められること。

（２）個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。

（３）自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。

（４）自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること。

（５）安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと。

（６）安心して過ごすことができる居場所を持つこと。

（７）プライバシーや名誉が守られること。

（豊かに育つ権利）

第７条　子どもは、様々な経験を通して豊かに育つために、次のことが保障されます。

（１）遊ぶこと。

（２）学ぶこと。

（３）保護者と一緒に、食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと。

（４）自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。

（５）友だちをつくること。

（６）様々な世代の人々とふれあうこと。

（７）地域や社会の活動に参加すること。

（８）芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。

（９）自然に親しむこと。

（１０）夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。

（参加する権利）

第８条　子どもは、家庭、育ち学ぶ施設、地域社会などに主体的に参加するために、次のことが保障されます。

（１）自分の気持ちや考えを表明すること。

（２）表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。

（３）年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。

（４）年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。

（５）必要な情報を大人や社会に求め、集めること。

（６）仲間をつくり、集まること。

第３章　家庭、育ち学ぶ施設及び地域における権利の保障

（家庭における権利の保障）

第９条　保護者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をしなければなりません。

２　保護者は、子どもの気持ちや考えを受け止め、それにこたえていくとともに、子どもと十分に話し合わなければなりません。

３　市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、保護者が子どもと育ち合い、学び合うことができるよう、学習の機会や情報の提供などの必要な支援をしなければなりません。

４　保護者は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。

５　保護者は、たばこや酒類の害から、子どもを保護しなければなりません。

（育ち学ぶ施設における権利の保障）

第１０条　育ち学ぶ施設は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をしなければなりません。

２　育ち学ぶ施設は、子どもの気持ちや考えを受け止め、相談に応じ、対話などをしなけ

ればなりません。

３　育ち学ぶ施設は、子どもを育ち学ぶ施設の一員として認め、その主体的な自治的活動を支援しなければなりません。

４　育ち学ぶ施設の管理者は、育ち学ぶ施設の職員が子どもと育ち合い、学び合うことができるよう、職場環境の整備や研修の機会の提供などの必要な支援をしなければなりません。

５　育ち学ぶ施設は、いじめを防止するとともに、子どもがいじめについて相談しやすい環境を整備しなければなりません。また、いじめが発生したときは、関係する子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて対応しなければなりません。

６　育ち学ぶ施設は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。

７　育ち学ぶ施設、保護者及び子どもは、いじめや虐待、体罰などの暴力を許してはなりません。

（地域における権利の保障）

第１１条　市民及び事業者は、地域の中で、子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければなりません。

２　市民及び事業者は、子どもを地域社会の一員として認め、その気持ちや考えを受け止め、対話などをするとともに、地域の活動に子どもの意見を取り入れるよう努めなければなりません。

３　市民及び事業者は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。

４　市民、事業者、保護者及び子どもは、いじめや虐待、体罰などの暴力を許してはなりません。

第４章　子どもにやさしいまちづくりの推進

（子どもの権利の周知と学習支援）

第１２条　市は、この条例と子どもの権利について、市民に広く知らせなければなりません。

２　市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域などにおいて、子どもが自分の権利と他者の権利を学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう支援しなければなりません。

３　市は、市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう支援しなければなりません。

（子育て家庭への支援）

第１３条　市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければなりません。

２　市、育ち学ぶ施設及び事業者は、子育てをしている家庭の一人ひとりの保護者に寄り添って、仕事と子育ての両立を支援する環境づくりに努めなければなりません。

（特別なニーズのある子ども・家庭への支援）

第１４条　市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、外国籍の子ども、障害のある子ども、ひとり親家庭の子ども、経済的に困難な家庭の子ども、不登校の子ども、社会的ひきこもりの子ども、虐待を受けた子ども、心理的外傷を受けた子ども、非行を犯した子どもなどで、特別なニーズがあると考えられる子どもとその家庭に気を配り、適切な支援をしなければなりません。

（子どものいじめの防止などに関する取組）

第１５条　市は、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第１２条の規定に基づき、豊田市いじめ防止基本方針を作り、子どもの健やかな育ちを支え、いじめのない社会の実現を目指します。

（子どもの虐待の予防などに関する取組）

第１６条　市は、子どもに対する虐待の予防と早期発見に取り組まなければなりません。

２　子どもは、自らが虐待を受けたときや虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、市や関係機関に相談することができます。

３　育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもに気を配るとともに、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市や関係機関に通報しなければなりません。

４　市は、虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援をしなければなりません。

（有害・危険な環境からの保護）

第１７条　市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもの健やかな発達を支援するために、次のものに子どもが接することがないよう取り組まなければなりません。

（１）環境たばこ煙や環境汚染物質などの健康に有害なもの

（２）喫煙、飲酒及び薬物の濫用

（３）売買春、児童ポルノなどの性的搾取や性的虐待

（４）過激な暴力や性などの有害な情報

（５）犯罪の被害や加害

（６）公共施設や交通機関などにおける危険な環境

（子どもの居場所づくりの推進）

第１８条　市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくりに努めなければなりません。

２　市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、地域において、子どもが様々な世代の人々とふれあうことのできる場や機会の提供に努めなければなりません。

３　市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが多様で豊かな体験をすることのできる場や機会の提供に努めなければなりません。

４　市は、子どもが自然に親しむことのできる環境の整備に努めなければなりません。

５　市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、居場所づくりなどについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。

（意見表明や参加の促進）

第１９条　市は、市政などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けなければなりません。

２　育ち学ぶ施設は、施設の行事や運営などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。

３　市民及び事業者は、地域の行事や運営などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。

４　市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもの意見表明や参加を促進するために、子どもの気持ちや考えを尊重するとともに、子どもの主体的な活動を奨励し、支援するよう努めなければなりません。

（子ども会議）

第２０条　市は、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、子どもの意見を聴くため、豊田市子ども会議を置きます。

第５章　子どもの権利の侵害に対する救済と回復

（子どもの権利擁護委員の設置など）

第２１条　市は、子どもの権利の侵害について、迅速かつ適切に対応し、その救済を図り、権利の回復を支援するため、豊田市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を置きます。

２　擁護委員は、３人以内とします。

３　擁護委員は、人格に優れ、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人のうちから、市長が選びます。

４　擁護委員の任期は２年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、再任も可能です。

５　擁護委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれません。ただし、市長は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行為があると判断したときは、その職を解くことができます。

（擁護委員の仕事）

第２２条　擁護委員は、次の仕事を行います。

（１）子どもの権利の侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済と権利の回復のために必要な情報を収集し、助言や支援などをすること。

（２）権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整をすること。

（３）子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。

（４）調査や調整の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害したものに対して、是正措置を講ずるよう勧告したり、制度などの改善を要請したりすること。

（５）勧告や要請を受けたものに対して、是正措置や制度などの改善の状況などの報告を求めること。また、その内容を申立人などに伝えること。

２　擁護委員は、その仕事を行うに当たっては、次のことを守らなければなりません。

（１）仕事上知ることができた秘密を漏らさないこと。擁護委員の職を離れた後も同様とします。

（２）申立人などの人権について十分に気を配ること。

（３）取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その仕事を行うこと。

（擁護委員への協力）

第２３条　市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その仕事を積極的に支援しなければなりません。

２　保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

（勧告や要請への対応）

第２４条　市の機関は、擁護委員から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを擁護委員に報告しなければなりません。

２　市の機関以外のものは、擁護委員から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを擁護委員に報告するよう努めなければなりません。

（勧告や要請などの内容の公表）

第２５条　擁護委員は、必要と認めたときは、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表することができます。

２　擁護委員は、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表するときは、個人情報などの保護について十分に気を配らなければなりません。

（活動状況などの報告と公表）

第２６条　擁護委員は、毎年の活動状況などを市長に報告し、市民に公表します。

第６章　子どもに関する施策の推進と検証

（子ども総合計画）

第２７条　市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、豊田市子ども総合計画（以下「子ども総合計画」といいます。）を作ります。

２　子ども総合計画は、必要に応じて、その内容を見直します。

３　市は、子ども総合計画を作るときや見直すときは、子どもを含めた市民や豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議の意見を聴きます。

４　市は、子ども総合計画を作ったときや見直したときは、速やかにその内容を公表します。

（子どもにやさしいまちづくり推進会議の設置など）

第２８条　市は、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、専門的な意見などを聴くとともに、子どもに関する施策の実施状況を検証するため、豊田市子どもにやさ

しいまちづくり推進会議（以下「推進会議」といいます。）を置きます。

２　推進会議の委員は、３０人以内とします。

３　委員は、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人、豊田市子ども会議の代表者、市民及び事業者のうちから、市長が選びます。

４　委員の任期は２年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、再任も可能です。

５　推進会議には、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第８条第１項の規定に基づく児童福祉に関する合議制の機関として、豊田市児童福祉審議会を置きます。

６　推進会議には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２５条の規定に基づく幼保連携型認定こども園に関する合議制の機関として、豊田市幼保連携型認定こども園審議会を置きます。

（推進会議の仕事）

第２９条　推進会議は、市長その他の執行機関の求めに応じ、次のことを調査したり、審議したりします。

（１）子ども総合計画に関すること。

（２）子どもに関する施策の実施状況に関すること。

（３）その他子どもにやさしいまちづくりに関すること。

２　推進会議は、必要があるときは自らの判断で、子どもにやさしいまちづくりに関して、調査したり、審議したりできます。

３　推進会議は、前２項に定める仕事のほか、いじめ防止対策推進法第１４条第１項に規定するいじめ問題対策連絡協議会の事務及び子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７７条第１項各号の事務を行います。

４　推進会議は、必要に応じて、委員以外の人に出席を求め、意見を聴くことができます。

（報告、提言など）

第３０条　推進会議は、市長その他の執行機関の求めに応じ、又は自らの判断で調査したり、審議したりしたときは、その結果を市長その他の執行機関に報告し、提言します。

２　市長その他の執行機関は、推進会議から報告や提言を受けたときは、その内容を公表します。

３　市長その他の執行機関は、推進会議の報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。

第７章　雑則

（委任）

第３１条　この条例に定めるもののほか、必要なことは、市長が別に定めます。

附　則

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第１９条並びに第５章及び第６章の規定は、公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

（平成２０年３月規則第４号で、附則ただし書に規定する規定のうち、第１９条及び第６章の規定は同２０年６月１日から、第５章の規定は同２０年１０月１日から施行）

附　則（平成２５年６月２８日条例第３５号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２５年７月１日から施行します。

（豊田市社会福祉審議会条例の一部改正）

２　豊田市社会福祉審議会条例（平成１２年条例第１号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成２６年１０月１日条例第４７号）

この条例は、公布の日から施行します。

附　則（平成２７年３月２６日条例第１８号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行します。

（豊田市議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正）

２　豊田市議会の議決すべき事件に関する条例（平成２２年条例第３４号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

〇豊田市子ども規則

平成２０年３月２８日

規則第３号

改正　平成２０年９月３０日規則第６９号

平成２４年１２月２７日規則第９２号

平成２６年３月２５日規則第２３号

平成２６年１０月１日規則第６６号

平成２７年３月１８日規則第２号

平成２７年３月２６日規則第２５号

平成３０年３月２６日規則第２２号

目次

第１章　総則（第１条・第２条）

第２章　豊田市子ども会議（第３条・第４条）

第３章　豊田市子どもの権利擁護委員（第５条～第１７条）

第４章　豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議（第１８条～第２４条）

第５章　雑則（第２５条）

附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、豊田市子ども条例（平成１９年条例第７０号。以下「条例」といいます。）第３１条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要なことを定めます。

（子どもの定義）

第２条　条例第２条第１項に規定するこれらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人とは、年齢が１８歳又は１９歳の人で、次の学校や施設に在学したり、入所していたりする人をいいます。

（１）学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する高等学校又は中等教育学校

（２）児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に規定する児童福祉施設

（３）前２号に準ずる学校や施設

第２章　豊田市子ども会議

（委員）

第３条　条例第２０条に規定する豊田市子ども会議（以下「子ども会議」といいます。）の委員は、公募により市長が選びます。

（子ども会議の意見）

第４条　子ども会議は、市長その他の執行機関に対して、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、意見を提出することができます。

２　市長その他の執行機関は、子ども会議から意見の提出を受けたときは、その内容を公表します。

３　市長その他の執行機関は、子ども会議の意見を尊重し、必要な措置をとります。

第３章　豊田市子どもの権利擁護委員

（兼職などの禁止）

第５条　条例第２１条第１項に規定する豊田市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができません。

２　擁護委員は、市と特別な利害関係にある法人その他の団体の役員と兼ねることができません。

３　擁護委員は、前２項に定めるもののほか、擁護委員の仕事の公平な遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができません。

（代表擁護委員）

第６条　擁護委員のうち１人を代表擁護委員とし、擁護委員の互選により決めます。

２　代表擁護委員は、擁護委員の会議を招集し、議事を運営するほか、擁護委員に関する庶務を行います。

３　代表擁護委員に事故があるとき又は代表擁護委員が欠けたときは、代表擁護委員があらかじめ指名する擁護委員が、その仕事を行います。

４　その他擁護委員の会議について必要なことは、代表擁護委員が他の擁護委員の意見を聴いて決めます。

（子どもの権利相談員）

第７条　擁護委員の仕事を補助するため、豊田市子どもの権利相談員（以下「相談員」といいます。）を置きます。

２　条例第２２条第２項及びこの規則の第５条の規定は、相談員について準用します。

（相談及び救済の申立て）

第８条　何人も、擁護委員に対して、市内に住所を有したり、在勤したり、在学したりする子どもの権利の侵害について、文書や口頭により、相談したり、救済を申し立てたりすることができます。

２　相談や救済の申立ての受付は、擁護委員及び相談員が行います。

（救済の申立書など）

第９条　救済の申立て（以下「申立て」といいます。）は、文書による場合は次のことを記載した申立書を提出し、口頭による場合はこれらのことを述べることとします。

（１）申立人の氏名、年齢、住所及び電話番号

（２）申立人が子どもである場合は、在学する学校、入所している施設又は勤務先の名称及び所在地

（３）申立ての趣旨

（４）申立ての原因となる権利の侵害があった日

（５）権利の侵害の内容

（６）他の機関への相談などの状況

２　擁護委員及び相談員は、口頭による申立てがあったときは、前項のことを聴き取り、書面に記録しなければなりません。

（調査）

第１０条　擁護委員は、申立てがあった場合は、その申立てについて調査しなければなりません。ただし、その申立てが次のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りではありません。

（１）判決、裁決などにより確定した権利関係に関するとき。

（２）裁判所において係争中の権利関係や行政庁において不服申立ての審理中の権利関係に関するとき。

（３）議会に請願又は陳情を行っているとき。

（４）申立ての原因となる権利の侵害があった日から３年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときを除きます。

（５）条例に基づく擁護委員の行為に関するとき。

（６）申立てに重大な偽りがあるとき。

（７）具体的な権利の侵害を含まないとき。

（８）その他擁護委員が調査することが適当でないと認めるとき。

２　擁護委員は、権利の侵害を受けた子ども又はその保護者以外の者から申立てがあった場合や、条例第２２条第１項第３号の規定により調査する場合は、その子ども又は保護者の同意を得て調査しなければなりません。ただし、その子どもが置かれている状況などを考慮し、擁護委員がその必要がないと認めるときは、この限りではありません。

３　擁護委員は、第１項ただし書の規定により調査をしない場合は、理由を付して、申立人に速やかに通知しなければなりません。

（調査の中止など）

第１１条　擁護委員は、調査を開始した後においても、前条第１項のいずれかに該当することとなったときその他調査の必要がないと認めるときは、調査を一時中止したり、打ち切ったりすることができます。

２　擁護委員は、調査を一時中止したり、打ち切ったりしたときは、理由を付して、申立人や前条第２項の同意を得た者（以下「申立人など」といいます。）に速やかに通知しなければなりません。

（市の機関に対する調査など）

第１２条　擁護委員は、市の機関に対し調査を開始するときは、あらかじめその機関に通知しなければなりません。

２　擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関に資料の提出や説明を求めることができます。

３　擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、権利の侵害の是正のための調整（以下単に「調整」といいます。）をすることができます。

４　擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに通知しなければなりません。

（市の機関以外のものに対する調査など）

第１３条　擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに資料の提出や説明につ

いて協力を求めることができます。

２　擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、調整について協力を求めることができます。

３　擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに通知しなければなりません。

（身分証明証の提示）

第１４条　擁護委員及び相談員は、調査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければなりません。

（相談室の設置など）

第１５条　子どもの権利の擁護に必要な支援をするため、とよた子どもの権利相談室（以下「相談室」という。）を豊田市小坂本町１丁目２５番地（豊田産業文化センター内）に設置します。

２　相談室は、次に掲げる事務を行います。

（１）擁護委員及び相談員の仕事の補助に関すること。

（２）子どもの権利の侵害に関する相談に関すること。

（３）子どもの権利の救済及び回復の支援に関すること。

（４）条例の普及及び子どもの権利の啓発に関すること。

（５）関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

（６）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事務

３　相談室に室長その他の職員を置きます。

４　室長は、次世代育成課長の指示に従い、相談室の事務を管理します。

（相談室の利用日及び利用時間）

第１６条　相談室の利用日及び利用時間は、次の表のとおりとします。ただし、１２月２８日から翌年の１月４日までを除きます。

利用日	利用時間
日曜日、水曜日、木曜日及び土曜日	午前１０時から午後６時１５分まで
金曜日	午前１１時４５分から午後８時１５分まで

２　前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に利用日又は利用時間を変更することができます。

（電話相談の受付）

第１７条　擁護委員及び相談員が、電話による相談を受け付けることができる日及び時間は、次の表のとおりとします。ただし、１２月２８日から翌年の１月４日までを除きます。

受付日	受付時間
日曜日、水曜日、木曜日及び土曜日	午後１時から午後６時まで
金曜日	午後１時から午後８時まで

２　前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に受付日又は受付時間を変更することができます。

第４章　豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議

（会長及び副会長）

第１８条　条例第２８条第１項に規定する豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議（以下「推進会議」といいます。）に会長と副会長各１人を置き、委員の互選により決めます。

２　会長は、推進会議を代表し、会務を総理します。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その仕事を行います。

（会議）

第１９条　推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となります。

２　推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができません。

３　推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決めます。

（委員）

第２０条　条例第２８条第３項の規定により市民のうちから選ばれる委員は、公募によるものとします。

（豊田市児童福祉審議会）

第２１条　条例第２８条第５項に規定する豊田市児童福祉審議会（以下「児童福祉審議会」といいます。）については、児童福祉法第９条に定めるもののほか、次項から第４項までに定めるところによります。

２　第１８条第２項及び第３項の規定は、児童福祉審議会の委員長と副委員長について準用します。この場合において、第１８条第２項及び第３項中「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとします。

３　第１９条の規定は、児童福祉審議会の会議について準用します。この場合において、同条中「推進会議」とあるのは「児童福祉審議会」と、同条第１項中「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとします。

４　臨時委員は、児童福祉審議会の会議を開き、又は議決を行う場合には、第１９条第２項及び第３項の規定の適用について、委員とみなします。

（豊田市幼保連携型認定こども園審議会）

第２２条　条例第２８条第６項に規定する豊田市幼保連携型認定こども園審議会（以下「幼保連携型認定こども園審議会」といいます。）については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２５条に定めるもののほか、次項及び第３項に定めるところによります。

２　第１８条第２項及び第３項の規定は、幼保連携型認定こども園審議会の委員長と副委員長について準用します。この場合において、第１８条第２項及び第３項中「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとします。

３　第１９条の規定は、幼保連携型認定こども園審議会の会議について準用します。この場合において、同条中「推進会議」とあるのは「幼保連携型認定こども園審議会」と、同条第１項中「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとします。

（部会）

第２３条　推進会議は、必要に応じて、部会を置くことができます。

２　部会に属する委員は、会長が推進会議の意見を聴いて指名します。

３　部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により決めます。

４　部会長は、部会の会務を総理し、部会の調査審議の経過や結果を推進会議に報告します。

５　部会は、その調査審議に必要があると認めたときは、委員以外の人に出席を求め、説明や意見を聴くことができます。

６　推進会議は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７７条第１項第１号及び第２号に掲げる事務を処理するに当たって部会を置いたときは、その部会の議決

をもって推進会議の議決とすることができます。

７　第１９条の規定は、部会の会議について準用します。

（庶務）

第２４条　推進会議の庶務は子ども部次世代育成課において、児童福祉審議会及び幼保連携型認定こども園審議会の庶務は同部保育課において処理します。

第５章　雑則

（委任）

第２５条　この規則に定めるもののほか、必要なことは、市長が別に定めます。

附　則

この規則中第２章及び第４章の規定は平成２０年６月１日から、第３章の規定は平成２０年１０月１日から、その他の規定は公布の日から施行します。

附　則（平成２０年９月３０日規則第６９号）

この規則は、平成２０年１０月１日から施行します。

附　則（平成２４年１２月２７日規則第９２号）

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年３月２５日規則第２３号）

この規則は、公布の日から施行します。

附　則（平成２６年１０月１日規則第６６号）

この規則は、公布の日から施行します。

附　則（平成２７年３月１８日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行します。

附　則（平成２７年３月２６日規則第２５号）

この規則は、平成２７年４月１日から施行します。

附　則（平成３０年３月２６日規則第２２号）

この規則は、平成３０年８月１日から施行します。

２０２１年度　擁護委員・相談員・室長　名簿

職　名	氏　名	職業等
子どもの権利擁護委員 （代表）	石井　拓児 	名古屋大学大学院教授
子どもの権利擁護委員	山田　麻紗子 	臨床心理士 公認心理師 人間環境大学教授
子どもの権利擁護委員	山谷　奈津子 	弁護士 （愛知県弁護士会）
子どもの権利相談員 （専門員）	木全　和巳	日本福祉大学教授
子どもの権利相談員 （専門員）	大村　　恵	愛知教育大学教授
子どもの権利相談員 （専門員）	間宮　静香	弁護士 （愛知県弁護士会）
子どもの権利相談員 （主任）	木村　浩美	豊田市会計年度任用職員
子どもの権利相談員	水島　成美	同
子どもの権利相談員	奥村　優子	同
子どもの権利相談員	渡邉　明日香	同
子どもの権利相談員	村上　由美	同
室長（事務局職員）	河合　賢典	次世代育成課職員

あ　と　が　き

子どもへの権利侵害の相談、救済機関としてとよた子どもの権利相談室が2008年10月に開設され、13年7か月が経過しました。
この間、活動内容については、年次ごとに「活動報告書」によって、皆様に公表しております。

2020年5月から当相談室の愛称「こことよ」の使用を始めました。小学生及び中学生向けに年間3回発行している相談室だよりの名称も「こことよ」に変更し、また、小学生、中学生及び高校生に毎年配布している啓発カード等にも愛称を入れました。当相談室をより親しみやすく覚えやすいものとし、子どもたちと「こことよ」はつながっていることを知ってもらいたいと思います。

2021年度も2020年度に引き続き新型コロナウイルス感染症への対応で、大人も子どもも様々な影響を受けています。辛い状況になってしまった子どもたちの中には、声を上げたくても上げることができない子どもがいると考えられ、とても心配な状況です。
このようなときこそ、子どもたち一人ひとりが大切にされ幸せに暮らしていけるよう、「豊田市子ども条例」と「子どもの権利」について多くの皆様にご理解いただくとともに、豊田市の「子どもにやさしいまちづくり」の推進が重要となっています。

「こことよ」では、引き続き、子ども本人から直接話を聴くことを基本にして、子どもにとっての最善の利益を目指します。また、中立的な第三者機関として、子どもや保護者、関係機関、地域等の皆様のご理解ご協力が得られ、信頼いただける活動に努めてまいります。

2022年6月
こ　こ　と　よ
とよた子どもの権利相談室
室長　加藤　美貴子

キユウサイくん
キユウサイさん

＜「こことよ」へのアクセス＞

（電車で来る場合）
・名鉄「豊田市駅」下車
・愛知環状鉄道「新豊田駅」下車

（バスで来る場合）
・名鉄バス「豊田市」下車
・おいでんバス「新豊田駅西」下車

２０２１年度
豊田市子どもの権利擁護委員・とよた子どもの権利相談室　活動報告書

２０２２年６月発行

発行：こ こ と よ　　とよた子どもの権利相談室
住所：〒４７１－００３４
愛知県豊田市小坂本町１丁目２５番地　豊田産業文化センター４階
電話：０５６５－３３－９３１７（事務局）
ＦＡＸ：０５６５－３３－９３１４

≪こことよ相談専用電話≫

０１２０－７９７－９３１（フリーダイヤル）

子ども条例マスコットキャラクター

チ ル コ